

1. 令和4年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和4年2月24日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 令和4年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））
- 日程5 議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第3号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第4号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第5号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第6号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程21 議案第18号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程22 議案第19号 令和3年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程23 議案第20号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程24 議案第21号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程25 議案第22号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程26 議案第23号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程27 議案第24号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程28 議案第25号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程29 議案第26号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第27号 令和3年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程31 議案第28号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程32 議案第29号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程33 議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算について
- 日程34 議案第31号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程35 議案第32号 令和4年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程36 議案第33号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程37 議案第34号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程38 議案第35号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程39 議案第36号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程40 議案第37号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程41 議案第38号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程42 議案第39号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程43 議案第40号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第41号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第42号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第43号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第44号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程48 議案第45号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 令和4年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程52 議案第49号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算について

- 日程53 議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程54 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程55 議案第52号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程56 議案第53号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程57 議案第54号 財産の無償譲渡について（干田野集会所）
- 日程58 議案第55号 市道路線の認定について
- 日程59 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程60 仮議長の選任を議長に委任することについて
- 日程61 議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程62 議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩

商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	佃 良 之	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	笹 原 克 仁	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 事	恒 川 祐 輔		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和4年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしましたのでお願いいたします。

なお、本日、市の広報掲載のため写真撮影を許可いたしておりますので、お願いいたします。

また、本日からの会議につきましては、会場出入口、左右2か所の半分の扉を開いたまま、かつ傍聴席の後ろのサッシガラスを少し開けた状態でコロナ対策を行いながらの会議といたしたいと思っております。

なお、寒さも緩んでおりませんので、皆様方におかれましては、膝かけ等の防寒具等の持込みは許可いたしたいと思っておりますし、また、どうしても寒くて耐えられないようであれば、事務局のほうへ伝えていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 本田教治議員、2番 長岡文男議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（山川直保） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る2月15日の議会運営委員会において御協議を頂いております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月24日から3月24日までの29日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月24日から3月24日までの29日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎令和4年度施政方針について

○議長（山川直保） 日程3、令和4年度施政方針についてを議題とします。

市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

本日、令和4年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

それでは、市政運営の基本方針について申し上げます。

既に2年にわたりコロナ禍が続き、市民の皆様方の生活や市内経済に大きな影響が出てきております。今なお収束の兆しが見えない状況が続いておりますが、まずは、感染をされました方々にお見舞い申し上げ、治療中の皆様には一日も早い御快癒をお祈り申し上げます。医療現場で奮闘されている医療従事者の皆様をはじめ、感染対策に御協力いただいている市民並びに事業者の皆様にも、心から感謝申し上げます。

コロナ禍に加えて、人口減少や担い手不足、地域経済の低迷、厳しい財政状況などにより、郡上市は今極めて困難な状況にあります。このため、引き続き必要な対策を講じつつ、重点的に取り組むべきところは取り組み、また、その際にはアフターコロナを見据えて、分野を横断した総合力を発揮しながら直面する難局を乗り切っていく必要があります。

こうした対策を進めるに当たり、特に重点的な取組として、次の5つの重点を掲げます。

まず、1つは、ウイズコロナ、アフターコロナに向けたまちづくりです。

現在、3回目ワクチン接種を進めているところでありますが、第6波の渦中にあっても依然として感染者は増え続けていることから、引き続き、新しい生活様式の徹底を図るとともに、感染防止対策に取り組んでまいります。このほか、落ち込んだ市内の経済対策についても国交付金等を活用しつつ、国や岐阜県と協調しながら、適宜対策を講じるとともに、接触機会の低減と市内の消費喚起に同時に対応すべく、市内商店等のキャッシュレス化や電子商品券の発行を行うためのシステム構築に着手いたします。

2つ目は、カーボンニュートラルに向けた施策の展開です。

昨年2月の第1回郡上市議会定例会の冒頭に表明いたしました脱炭素社会郡上の実現に向け、現在、市民の皆様による郡上市地球温暖化対策実行計画協議会において、分野ごとに部会を設けなが

ら検討を進めております。新年度には具体的な取組を盛り込んだ計画を策定するとともに、食品ロスを削減するための推進計画の策定にも着手いたします。このほか、学校給食における生ごみの堆肥化や小水力発電の導入に対する支援を新たに実施いたします。

3つ目は、行政のデジタル化に向けたデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進であります。

コロナ禍を受け、社会全体でデジタル化が進みつつある中、より質の高い市民サービスを提供するためには、デジタルトランスフォーメーション——DX——の取組を一層加速化させる必要があります。

新年度においては、住民票などの諸証明の発行を全国のコンビニエンスストアで行うことができるコンビニ交付を導入いたします。なお、このコンビニ交付を利用するためにはマイナンバーカードが必要となりますので、市民の皆様には、まずはマイナンバーカードの取得をお願い申し上げます。また、行政手続のオンライン化に必要となる条例を新規に制定するほか、ICT技術の導入などの地域のデジタル化についても順次進めてまいります。

4つ目は、観光立市郡上の推進です。

登録観光地域づくり法人、いわゆる登録DMOに登録された郡上市観光連盟と連携し、現在取り組んでいるデジタルマーケティングやアウトドア体験プラットフォームの構築を加速化させるとともに、アフターコロナを見据えた誘客活動に注力するほか、地域資源の魅力向上並びに積極的な活用に取り組んでまいります。

5つ目は、人口減少克服・地方創生であります。

令和2年国勢調査結果によれば、郡上市は人口の減少が加速し、前回の平成27年と比べて3,093人減少し、人口は3万8,997人となりました。また、この国勢調査の結果により、令和4年4月1日からは過疎地域が拡大され、郡上市においては、大和、白鳥、高鷲の3地域を含む市全域が過疎地域となる予定であります。これまで郡上市では、子育て支援の充実や移住定住施策を積極的に進めてきておりますが、今後の人口減少や少子高齢化に伴う影響について、順次公表される国勢調査のデータを分析しつつ、地方創生第2期総合戦略や小さな拠点とネットワークの考え方を盛り込んだ地域振興計画などを踏まえ、効果的な施策の立案や推進につなげてまいります。

また、第2次郡上市総合計画後期基本計画には、SDGs——持続可能な開発目標——の考え方を盛り込んでおりますが、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた持続可能な郡上市づくりを進めてまいりたいと存じます。

なお、これらの具体的な取組については、後ほど分野別の主要施策の中で申し述べます。

こうした考え方や背景を基に、令和4年度の当初予算案を編成いたしました。その結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費の普通建設事業費では、令和6年4月の開校に向けた大和小学

校の普通教室棟の建設等に伴う小学校統合整備事業、市指定重要文化財である八幡城の天守の耐震補強等を行う八幡城天守耐震補強事業及び農業の産地基幹施設に対して補助をする強い農業づくり総合支援事業等により、前年度対比5.9%、2億2,830万円増の40億8,818万円を計上いたしました。災害復旧事業費については、市道鍛冶屋洞線の地すべり災害復旧等に伴い1,449.8%、4億450万円増となる4億3,240万円を計上いたしました。義務的経費の人件費については、令和3年人事院の勧告に鑑みた期末手当の支給割合引下げ等に伴い1.0%、4,905万円減の46億3,687万円、扶助費は82万円減の29億8,300万円、公債費は2.6%、9,559万円減の36億756万円となりました。その他の経費の中で物件費は、キャッシュレス決済導入に伴う事業費の増などにより4.0%、1億6,644万円増の43億7,256万円、補助費等は2.0%、7,400万円増の38億593万円、他会計への繰出金は1.7%、3,510万円増の20億7,904万円を計上いたしました。

一方、歳入について申し上げますと、市税では、新型コロナウイルス感染症の収束を見込むことに伴う法人市民税法人税割の税収増や、新型コロナウイルス感染症の影響における税制上の措置として講じられた、中小事業者等に対する軽減措置終了などによる固定資産税の増額分を勘案し、市税全体では前年度と比べ3.4%、1億5,860万円の増額となる48億3,233万円を計上いたしました。地方交付税については、国において地方交付税総額を前年度対比で3.5%、6,153億円増額し、18兆538億円とすることと決定されております。したがって普通交付税については、辺地対策事業債、過疎対策事業債等の公債費の元利償還費算入額の減少要因もありますが、国の臨時財政対策債総枠の大幅な減少と地方交付税総額の増額分を考慮したことにより、前年度対比2.8%、3億円増の109億円を計上いたしました。また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して前年度と同額の7億8,000万円を計上し、この結果、地方交付税全体としては2.6%、3億円増の116億8,000万円を計上いたしました。

市債におきましては、通常債で16億7,160万円を計上いたしました。学校教育施設等整備事業債及び補助災害復旧事業債の増により令和3年度予算と比較をいたしますと2億4,640万円増額となりました。令和4年度から5年間延長される公共施設等適正管理推進事業債については、道路の長寿命化事業に引き続き活用することとしております。臨時財政対策債は、ただいま申し上げましたが、国の総枠の大幅な減少に伴い、71.9%、6億4,000万円減の2億5,000万円を計上し、市債全体では17.0%、3億9,360万円減の19億2,160万円を計上いたしました。

以上の結果、令和4年度当初予算の一般会計の予算規模としては、歳入歳出それぞれ273億2,800万円で、前年度当初予算と比較をして3.2%、8億5,500万円の増となっております。なお、地域振興事業、郡上八幡町屋敷越前屋活用事業、産業支援センター活動経費等の財源に充てるために地域振興基金から1億円、八幡城天守耐震補強事業の財源に充てるため、八幡城基金から5,300万円、森林経営管理事業の財源として、森づくり振興基金から2,000万円などを繰り入れることとし、財

政調整基金からは一般財源の不足を補うために2億2,000万円を繰り入れることにより、予算を編成したことを申し添えます。

また、財政調整基金については、令和3年度最終の専決補正予算において、歳入歳出の決算見込みや新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源調整等を勘案しながら、令和3年度の基金からの繰入金を可能な限り減額し、基金残高の確保に努めたいと考えております。

このような方針に基づき編成した令和4年度当初予算の規模は、ただいま申し上げましたが、一般会計273億2,800万円、3.2%、8億5,500万円の増、特別会計は111億6,735万円、0.9%、9,833万円の増、企業会計118億3,347万円、0.1%、1,220万円の増、合計503億2,882万円、2.0%、9億6,553万円の増となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画の柱立てに沿って、7つの分野別の施策における項目ごとの主な内容を、以下御説明をいたします。

最初に1つ目の柱である「産業・雇用」についてであります。

基幹産業である農業では、高齢化や農家の減少、鳥獣被害に加え、コロナ禍の影響により厳しい状況にありますが、中山間地域の特性を生かした多様な取組を進め、持続可能な農業・農村を目指します。特に、地産地消を促進するため、がんばれ郡上の農水産物応援事業では、郡上産米、郡上産のお米への支援を加えるとともに学校給食地産地消推進事業においても、「郡上の大地を味わう日」を新たに設け、学校給食における市内農水産物や特産品の利用拡大に取り組んでまいります。

また、産地の維持・発展のため、強い農業づくり総合支援事業や元気な農業産地構造改革支援事業により、振興作物である米や大根、トマトの基幹施設整備を支援いたします。さらに、集落単位での人・農地プランの実質化を加速させ、集落営農組織の設立や農地集積を図るとともに、新規就農者、農業後継者、女性の農業参画を支援し、地域農業を担う人材及び組織の育成や地域課題の解消に努めてまいります。

鳥獣被害防止対策では、有害鳥獣捕獲の強化や、恒久柵の設置、狩猟免許の取得等への助成を行い、引き続き住民主体の捕獲、防除活動を推進をいたします。

次に、森林・林業については、森林環境譲与税及び森林経営管理制度を活用し、森林整備の推進や境界明確化、人材育成、木育、災害防止を目的とした生活保全林整備など多様な取組を加速させ、森林の公益的機能向上と地域住民の安全・安心の確保に努めます。さらに、ICT技術を活用したスマート林業の導入支援や郡上森林マネジメント協議会の体制強化を進め、木材の生産・流通・消費構造の効率化による林業の成長産業化を目指すとともに、脱炭素社会の実現に向けて、植林や保育の推進、木材利用の拡大を図ります。また、農業・林業の振興を図るため、農業生産基盤及び農業集落環境の整備を進めるとともに、林道網の計画的な整備、点検結果を踏まえた林道橋及びトンネルの修繕工事の実施、治山対策事業による山地荒廃防止対策など、安定した森林づくりのための

基盤整備事業を推進してまいります。

畜産振興については、後継者確保や自給力向上を目的とした畜産公共事業を推進し、持続可能な畜産経営に必要な生産基盤の強化を図ります。酪農では優良な雌牛の確保を進め、和牛については、飛騨牛の生産に不可欠な繁殖牛の確保と肥育技術向上のための指導と支援を行います。また、豚熱や鳥インフルエンザなど家畜伝染病の侵入を防ぐため、農家や県と連携して防疫体制の強化に努めます。

続いて、商工振興については、飲食店及び小売業をはじめとした市内商工業者の多くは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少するなど経営面でのダメージが続いており、このような状況を改善するためには、今後相当の期間を要するものと考えられます。市内商工業者の8割以上を占める小規模事業者に対し、事業継続及び雇用維持確保のため、アフターコロナ、ウイズコロナに向けた事業転換、新規事業などの取組の支援を目的に、新たに、チャレンジ小規模事業者応援事業を行います。また、3密対策など新たな生活スタイルに対応し、市内の消費喚起と経済効果の拡大を図るため、キャッシュレス、電子商品券等のデジタル手段を活用できる郡上市独自のシステムを構築してまいります。そのほかにも、商工会や産業支援センターへの事業費の一部支援や負担を行い、相談窓口の充実を図り販路拡大など事業者の様々な相談に対応してまいります。

次に、観光振興については、新型コロナウイルス感染症対策を万全にしながら、郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿おどりの開催実現を目指します。また、郡上おどり保存会設立100周年や白鳥おどりのPR活動と連携した様々な事業を展開し、「日本一のおどりのまち郡上」を推進します。さらに、史跡・観光資源として、郡上八幡城をより多くの方に快適に訪れていただくことにより、観光地域としての価値を高めるため、郡上八幡城交通社会実験に取り組みます。

また、「観光立市郡上」を実現する取組として、地域経済と地域社会の活性化を図りながら官民の協働による観光地域づくりを実践している、観光地域づくり法人——DMO——の一般社団法人郡上市観光連盟が運営するマーケティング機能を搭載したホームページ「TABITABI郡上」を最大限に活用し、多様なデータの収集とその分析結果に基づく明確な目標を持つ観光地域づくりに引き続き取り組んでまいります。さらに、SDGsに対応した旅行商品の造成を支援することで、多様なアウトドア体験ができる自然環境や奥深い歴史文化等を生かしながら、四季を通じて何度も訪れたい郡上独自の観光を創出いたします。

以上、「産業・雇用」の施策に25億448万円、一般会計同額であります、を計上いたしました。

次に、2つ目の柱であります「環境・防災・社会基盤」についてであります。

豊かな森と水を育み、優しい人々が暮らす郡上を次世代に継承するため、身近な環境負荷削減を目的に取組を始めた環境保全推進事業において、令和3年度、温室効果ガス排出量を2050年に実質ゼロにする脱炭素社会郡上の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって取り組むため、郡上

市地球温暖化対策実行計画協議会を設置をいたしました。この協議会では、郡上市における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の検討や、現況調査に着手するとともに、森林整備等による吸収源の保全・強化や、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入・利活用を推進するための計画策定に着手し、令和4年度中の計画策定完了及び実施可能な施策の着手を目指します。これと並行して環境保全のための身近な取組の周知・啓発に努め、環境シンポジウムの開催、郡上もっていないプロジェクトの推進、食品ロス削減推進計画の策定など、国際社会の一員として脱炭素社会郡上の実現を目指す取組を進めてまいります。

また、庁用車整備においても、温室効果ガスの排出削減に向けた取組として、電気自動車の導入を計画的に進めます。公務時はもとより各種イベントでの利活用により温室効果ガス削減に向けた普及啓発にも努めます。

次に、廃棄物処理事業については、一般廃棄物処理施設における施設運営の適正管理及びコスト削減に努め、安全で効率的な廃棄物処理を実施するとともに、郡上クリーンセンターの更新に係る計画策定を進めてまいります。

水道事業については、安全安心な飲料水を供給するため、施設の適正な維持管理に努めるとともに、引き続き国庫補助金を活用した老朽管路の更新・耐震化事業を推進し、効率的・安定的な供給が可能となる運営体制の整備を進めてまいります。

下水道事業については、施設の適切な運用により公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全に努めるとともに、国庫補助金を活用した下水道施設長寿命化事業を推進し、施設の機能確保及びライフサイクルコストの低減・平準化を図ります。また、下水道処理施設の統廃合による事業のスリム化を推進し、効率的な運営体制の確立と経営の健全化を目指します。なお、下水道事業資本費平準化債を4億円借入れし、世代間の負担の公平化を図ります。

次に、消防・防災について申し上げます。本市の消防団組織の中には、少子高齢化等に伴い団員数が減少し団員の確保が困難な地域があることから、出動体制等を確立するための組織再編を進めてまいります。加えて、団員の確保が困難かつ災害が大規模化、多発化する中、団員の負担が増加していることを踏まえ、団員の処遇改善を進めてまいります。計画的に更新を進めている消防団車両、小型動力ポンプは、消防団組織の再編に伴い将来的に余剰となる懸念もあることから、更新計画を延伸し、新年度は更新を見合わせることにいたします。

常備消防については、消防防災及び救急業務を迅速・的確に行うため、消防大学校での研修や救急救命士の教育等を行い、職員の資質向上を図るとともに消防力の充実強化のため、各種消防資器材を計画的に整備・更新いたします。そして、迅速的確に市民からの緊急通報に対応するため、高機能消防指令センター情報系の部分更新を行います。また、女性消防職員が働きやすい環境を整備するなど女性の活躍を推進してまいります。

防災行政無線は、令和2年度から国の電波規制への対応と老朽化した機器の更新事業を開始をしており、令和4年度が最終年度になることから着実に工事を完了し、法令にのっとった適切な運用と災害時等の情報伝達手段の確保に努めてまいります。

次に、交通安全対策であります。令和2年度に新設した後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置設置への補助金を令和4年度まで継続するほか、見通しが悪い箇所へのカーブミラー設置や、交通安全協会、道路管理者、警察とも連携・協力した安全対策・啓発を通じ交通事故のない地域を目指します。また、職員の運転マナー及び交通安全意識の高揚に向け、公用車へのドライブレコーダー設置を順次進めてまいります。

社会基盤整備については、道路ネットワークの強化、安全安心な道路交通の確保に向けた取組を進めてまいります。国・県管理道路においては、国道156号郡上大橋架け替えや為真、大島歩道の整備促進、濃飛横断自動車道八幡～和良間の早期事業化に向け、関係機関に対する働きかけを強く行ってまいります。市事業では、社会資本整備総合交付金事業や道路メンテナンス事業等の補助金並びに起債を活用した道路整備を推進するとともに、国道156号大和改良あるいは、主要地方道金山明宝線めいほうトンネルの事業完了に伴う旧道の管理移管により、市の管理する道路延長が増加傾向にあるため、これらの適正な管理にも努めます。また、近年多発する想定外の豪雨等に起因した山腹の土砂崩壊や河川護岸の損傷に対応するため、災害復旧事業はもとより河川改良事業・急傾斜地崩壊対策事業といった予防保全型の事業にも取り組んでまいります。

次に、住環境整備についてであります。防災対策及び予防的な対策として、木造住宅をはじめとした建築物の耐震化に対する助成や、土砂災害特別警戒区域内での住宅建て替え等に対する助成等を行うとともに、大和町島の奥田洞谷土砂災害による避難先確保のための支援も引き続き行い、安心安全な住環境の形成に努めます。さらに、八幡市街地における歴史的建造物の修理・修景基準の検討や老朽化した道路舗装の復旧を行い、景観に配慮した安全で快適なまちづくりを推進します。また、市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化及び耐震化工事を実施いたします。

空家対策については、特定空家の解体・撤去を支援するとともに、空き家の適正管理に関する啓発活動を推進し、特定空家の発生抑制に対する取組や、関連する事業との調整を図ってまいります。

次に、公共交通については、コロナ禍の影響により利用者の減少が続く厳しい状況にあります。地域の持続可能な公共交通網の構築を目指し、令和5年度から5年間を計画期間とする——仮称であります——郡上市地域公共交通計画の策定を行います。策定に当たっては、郡上市地域公共交通会議が作業主体となり、地域の声を十分伺いながら進めてまいります。また、引き続き公共交通の維持に向けて自主運行バスの継続運行や民間事業者路線への支援のほか、施設の老朽化が著しい長良川鉄道への支援など公共交通の維持確保に努めます。

長良川鉄道については、将来を見据えた鉄道運営の在り方について、引き続き沿線市町等と検討を進めます。

ケーブルテレビ事業については、情報通信基盤の適正な維持管理を行い、地域におけるICT活用の重要なインフラとして安定的なサービスの提供に努めてまいります。また、DXの推進——デジタルトランスフォーメーションの推進——については、スマート農業、スマート林業、デジタルマーケティング等、それぞれの課題解決のための実証事業または本格導入をいたしておりますが、新年度においても地域課題を解決するためのデジタル化の活用について着実に進めていきたいと考えております。

以上、「環境・防災・社会基盤」の施策に41億6,951万円、内訳は一般会計32億66万円、特別会計56万円、企業会計9億6,829万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱であります「健康・福祉」についてであります。

結婚支援については、マリアージュ郡上での相談業務をはじめ、婚活イベントの開催により出会いの場の創出を図るとともに、郡上婚活応援団の会員の皆様への個別訪問や、住宅の賃借費用や引っ越し費用などを経済的に支援する、結婚新生活支援事業を引き続き実施いたします。

子ども・子育て支援については、子育て世代包括支援センターを中心とし妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て交流の場や学びの場を設け、子育て世代と地域のつながりを支援いたします。そのほか、保育園の運営や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、共働き家庭へのニーズに対応できる環境づくりを推進するとともに、若い世代への経済的支援策の柱として、がんばれ子育て応援事業を引き続き実施いたします。また、感染防止に留意しながらの妊娠・出産・子育てに奮闘されている家庭を支援するため、令和4年度中に生まれる新生児の保護者を対象に、郡上市共通商品券10万円を支給する新型コロナウイルス対策赤ちゃん応援特別事業を令和3年度に引き続いて実施いたします。

社会福祉については、生活困窮者自立相談支援体制の充実を図り、コロナ禍の長期化の影響により生活に困窮されている方に対し、引き続き適切な支援を行います。

障害福祉については、各種障害福祉サービスを実施し、障がいのある方の地域生活を支援するとともに、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、事業所や関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ってまいります。また、子ども発達支援センターにおいては、関係機関との連携を強化し、途切れのない療育支援体制を推進しながら、児童及びその御家族を支援してまいります。

次に、高齢福祉については、深刻化する介護人材不足への対応として、引き続き奨学金返済支援事業による新規就職者の確保に努めるとともに、新たに中学生を対象とした介護職の魅力を伝える出前講座や一般市民を対象とした介護施設における仕事体験の受入れを行います。また、独り暮らし高齢者の増加を踏まえて、見守りに関する民間事業者との連携強化を図るとともに、緊急通報シ

ステムのセンター装置の更新を行うことで、見守り体制の充実を目指します。また、財産管理等の不安が生じた方への対応として、成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置及び運営を郡上市社会福祉協議会に委託し、専門相談窓口の明示による支援体制の強化を図ってまいります。

郡上偕楽園の移転については、新年度のできるだけ早い時期に基本計画に取りかけられるよう、引き続き進めてまいります。

健康づくりについては、健康寿命の延伸を目指し、市民の自発的な健康行動を盛り上げるため健康づくりプロジェクト事業を引き続き進めます。

健康診査、がん検診等については、未受診者対策に取り組むとともに高血圧及び糖尿病による腎症の重症化予防対策事業を推進し、医療費削減を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種を郡上市医師会と連携して推進するとともに、市民及び各事業者等への感染防止対策の徹底を促し、感染拡大防止に努めてまいります。

公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、医療従事者の積極的な確保対策の推進、計画的な医療機器の整備・更新を行うとともに、民間医療機関との連携強化により、地域医療体制の確保・充実及び新型コロナウイルス感染症の対応強化に努めてまいります。

国保白鳥病院と診療所群から成る県北西部地域医療センターでは、設立した地域医療連携推進法人の制度を活用し、医師をはじめとする医療スタッフの確保・人材育成を図り、在宅支援、へき地医療を守る体制を整えてまいります。

また、少子高齢化及び人口減少による医療需要の変化や岐阜県地域医療構想を踏まえ、市内の公立・民間医療機関相互の適正な役割分担、病床機能や規模の見直し、市民が安心して暮らすことができるよう急性期医療やへき地医療にも配慮した医療体制づくりについて、引き続き協議・検討を行います。

国民健康保険は、被保険者の高齢化や減少に加え、医療の高度化により1人当たりの医療費が増加していくという構造的な問題を抱えておりますが、特定健診等による予防活動と健康づくりを一層進めることにより医療費の抑制に努めてまいります。また、コロナ禍での経済状況に鑑み国保税率を据え置き、基金を取り崩して対応するとともに、国・県による一層の公費負担の確保に努めます。このほか、医療・保健・介護予防の連携事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、健康寿命の延伸と社会保障費の安定を図ってまいります。

以上、「健康・福祉」の施策に127億1,678万円、内訳は、一般会計34億5,215万円、特別会計91億405万円、企業会計1億6,057万円を計上いたしました。

次に、4つ目の柱である「教育・文化・人づくり」について申し上げます。

本市の教育は、第3期郡上市教育振興基本計画に掲げるめざす姿、「たくましく共に生きる郡上

人の育成・生きがいと希望にみちた社会の実現」に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深めながら、引き続き施策を推進してまいります。

学校規模の適正化については、議会において関係条例の改正を可決いただき、本年4月の小川小学校の明宝小学校への統合と、大和地域の4つの小学校を統合した大和小学校の令和6年4月の開校が正式に決定をいたしました。新年度は、大和小学校開校に向けたスケジュールに基づき、屋内運動場と普通教室棟の建設、仮設校舎設置等の施設整備を進めてまいります。整備に当たっては、屋内運動場を利用した太陽光発電装置の整備、内装木質化、複層ガラスやLED照明の採用など、脱炭素社会・持続可能な社会の実現にも配慮いたします。併せて、統合準備委員会において、校名にふさわしい校章や校歌の選考、通学路の選定、PTA組織の編成など様々な準備を進めてまいります。

学校教育では、生命（いのち）と人権の尊重を基盤として、「ふるさと郡上を誇りに思い、未来を切り拓く、たくましく共に生きる郡上人の育成」を目指すべく、確かな学力と豊かな心を育む教育を引き続き推進いたします。教科、道徳、特別活動等において主体的・対話的で深い学び、タブレット等のICT機器を活用した学習を計画的に実践し、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力・人間性の涵養に取り組みます。ICTに関しては、人権に配慮した関わり方を子どもと共に考え、行動することを大切にいたします。地域の魅力の多面的・体験的な追求やSDGsの観点から今後の郡上を考える、郡上学——ふるさと体験学習・キャリア教育——については、昨年度発足したコミュニティスクール機能を最大限に生かし、持続可能な郡上市の実現に向けた教育を目指します。また、命の教育カリキュラムを活用し道徳教育の推進を図るとともに、不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応のための事業を推進してまいります。

次に、社会教育では、地域の担い手となる子どもたちの育成をはじめ、魅力ある地域づくりを目的として、地域・家庭・学校が連携する地域学校協働活動の推進や、地域の教育力の向上を目指す家庭教育学級の開催、青少年育成市民会議等による青少年の健全育成を図ってまいります。また、公民館を中心とした行事・講座等の開催による地域の生涯学習活動への支援や、郡上学の一環として、「郡上人に学ぶ講座」の開催、郡上かるたの一層の普及など地域資源を生かした郡上の魅力発見につなげてまいります。

図書館では、子どもの読書活動を広げるため、読書の楽しさを家族で共有し絆を深める家読（うちどく）——家に読書と書きますが——家読を推進するとともに、市民の皆様への学びと自立を支え、地域の発展に寄与する、暮らしに役立つ図書館づくりを目指してまいります。

次に、文化財関係ではありますが、市内の貴重な文化財や歴史資料等を後世に継承するため、適切な保存に努めるとともに、歴史資源としての活用に向けた調査研究を進めてまいります。市指定重要文化財「八幡城」の天守の保存に係る耐震補強工事及び防火設備の整備と、併せて展示スペース

もリニューアルし、来館者の安全確保と「八幡城」の一層の魅力向上を目指します。国名勝東氏館跡庭園、昭和62年指定と県指定史跡篠脇城跡、昭和48年指定については、これまでの調査結果をまとめた報告書を作成し、その価値を広く周知するとともに、一体的な国史跡指定を目指します。また、国選択無形民俗文化財・県指定重要無形民俗文化財である白鳥の拝殿踊の価値づけに向けた調査を継続いたします。

郡上東氏800年・古今伝授550年祭事業については、中世の郡上の礎を築いた東氏の歴史や和歌文化を継承する事業を引き続き展開し、千葉県東庄町との交流として、千葉県指定無形民俗文化財「笹川の神楽」の招致・上演や、創作オペレッタ「東氏ものがたり」の制作準備などを進めてまいります。

スポーツ振興では、元気な郡上市の持続を目的として、市民の皆様が心身ともに健康であるために、それぞれのライフステージに応じて自発的に健康や体力の保持増進が図れるよう、引き続き「1市民1スポーツ」を推進します。少年スポーツの支援に向けては、活動を支える指導者の育成として、郡上市スポーツアドバイザーを活用した指導者研修等により、人材確保と指導力の向上を図るとともに少子化の中で活動を維持していけるよう、少年スポーツ団体等の組織の見直しを進めてまいります。スポーツツーリズムの推進に向けては、スポーツの大会や合宿の誘致と、豊かな自然やスポーツ施設の活用により、交流人口の拡大と地域の経済活性化を目指し、スポーツ Kommission を中心に各種活動を進めます。また、スポーツを「する・観る・支える」市民を増やすために、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に出場された郡上市にゆかりのある選手を招き、スポーツの価値や魅力を感じる機会、子どもたちが夢や憧れを持つ機会を設け、スポーツに取り組む契機となることを目指してまいります。

以上、「教育・文化・人づくり」の施策に10億8,008万円、内訳は一般会計10億5,458万円、特別会計2,550万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱である「自治・まちづくり」についてであります。

協働によるまちづくりを進めるため、市民協働センターを中心に、まちづくりに関する相談業務やGood郡上プロジェクトの具現化、「まちトーク」による情報発信などを積極的に展開し、地域課題の解決につなげてまいります。また、新たな地域づくり活動を始める市民活動団体や中高生の皆さんに向けて、魅力ある地域づくり推進事業補助金に申請要件を緩和した「スタートアップ助成」を加え、地域づくり活動の活性化を図ってまいります。

令和2年度にスタートいたしました郡上の未来を創る人材育成プロジェクト事業では、「郡上の未来に向けて行動する人たち」を増やしていくため、令和4年度からひと・まちづくり推進事業と事業名を変えて3つの講座を実施していくとともに、現在、策定を進めている本市における人材育成の指針「ひと・まちづくり推進ビジョン」の周知や実践に取り組んでまいります。

地域づくりの新たな担い手である関係人口の創出・拡大については、東京郡上人会や郡上藩江戸蔵屋敷の参加者やふるさと寄附を頂いた方々に向けて、ふるさと郡上の情報を効果的かつ継続的に発信するとともに、東京郡上人会では会員の皆様が一堂に会する交流会以外にも年代やテーマに沿った小さな集まりを開催するなど新たな郡上ファンの開拓に取り組んでまいります。また、本市の豊かな地域資源を活用した「源流ワーケーション」については、昨年8月にウェブページを開設し受入れを開始いたしました。新年度は、さらに都市部企業の誘致を進めるため、モニターツアーの開催や積極的なプロモーションを展開するほか、市内事業者との連携による受入れ体制の強化を目指します。

このほか、移住・定住を促進するための取組として、新たに移住支援補助金を創設し地域の担い手となる移住者の獲得を目指します。

男女共同参画の推進については、郡上市男女共同参画サポーターと連携して開催する「ともいきフェア」やセミナー等を通して、意識改革やワーク・ライフ・バランス等の周知・啓発に努めます。

都市交流推進事業については、友好都市との緊密な連絡調整、情報交換により関係性の維持・向上に努め、活発な市民間交流の促進を図ります。また、新設される東京都港区の区有施設を活用することにより郡上の魅力、自然や文化や観光等の情報発信に取り組んでまいります。国際交流推進事業では、日本語ボランティア養成講座、日本語教室等、在留外国人の言葉の支援活動を継続して行い、地域のコミュニケーション向上に取り組みます。また、支援活動を通じ、ボランティアの増員にも努めます。

以上、「自治・まちづくり」の施策に2億3,795万円、一般会計同額であります。を計上いたしました。

次に、6つ目の柱である「地域振興」についてであります。

令和3年9月に策定をいたしました第2次郡上市総合計画後期基本計画に併せて、各地域における分野別の現状と課題を整理し、小さな拠点とネットワークの考え方の下、今後の地域づくりの指針となる7つの地域振興計画を策定いたしました。今後、各地域振興計画を基に、小さな拠点エリアにおいて、住民の皆さん自らが、地域の将来像や地域を運営していくための組織づくりの検討のほか、地域の振興策等について協議を重ねていただきながら、将来の地域ビジョンとなる「地域運営プラン」を策定するための支援を行ってまいります。

令和4年4月から、先ほど申し上げましたが、郡上市全域が過疎地域となるに当たり、新たに加わる大和、白鳥、高鷲の3地域の取組を盛り込むべく過疎地域持続的発展計画の変更を行ってまいります。

また、白鳥インターチェンジ周辺の防災物流拠点については、今年度の調査から導き出された可能性をより具体化するため、物流関連機能等の立地可能性調査や想定される施設の規模、候補地等

について引き続き調査を行ってまいります。

最後に、7つ目の柱である「行財政運営」についてであります。

令和2年国勢調査結果を見ますと、人口減少のペースが従来よりも一層進んでおり、少子高齢化に拍車がかかっております。このため、引き続き、第3次行政改革大綱に基づく行財政改革を進め、持続可能なまちづくりに向けた行財政運営に努めてまいります。

特に重要な課題である公共施設の適正配置に向け、現在、施設の統合や廃止等の実効性を高めるための行動計画の策定を進めておりますが、施設間の調整や利活用に向けた展開などの調整事項が多いことから、策定作業を1年間延伸し、同時に進めている施設を長く保つための保全計画と併せて令和4年度中の完成を目指します。

行政のデジタル化に当たっては、国が運営するマイナンバーカードを用いたオンラインによる行政手続が可能な「ぴったりサービス」の対象事務を拡大するほか、新たにオンライン化を進めるための基盤を整備し、これまで直接または郵送により提出が必要であった申請、届出、アンケート等について、スマートフォンや自宅のパソコンから手続ができるよう、順次進めていき、市民の利便性向上と行政事務の効率化に取り組みます。

また、今年度導入した手書き文字をデータ化するA I—OCR及びシステム上の定型的な作業を自動化するR P Aについては、一定の効果が得られていることから、新年度は対象業務を拡大し、業務時間の削減とそこで得られた時間やコストを市民サービスの向上につなげられるよう努めるなど、引き続き行政のD X化を推進してまいります。

マイナンバーカードについては、取得促進のため休日と平日の勤務時間外での受け取り窓口を継続するとともに、今年度から職場や地域集会所等に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請受付を実施いたします。また、新たに証明書のコンビニ交付システムを導入し、マイナンバーカードを活用した市民サービスの向上を図ってまいります。

市税は市財政の根幹であり、適正かつ公平な課税とともに、滞納税額の縮減に努めます。また、債権管理室では、全ての市債権を継続的に適正管理してまいります。

次に、職員給与費について申し上げますが、令和3年人事院勧告に鑑みた期末手当の引下げ及びその経過措置として行う令和3年12月分の期末手当に係る引下げ相当額の調整に加え、職員の定年退職等に伴う若年層職員との入れ替わりなどの理由により、一般会計では1億2,058万円の減となりました。特別会計においては、職員の会計間の異動や入れ替わりなどの理由により全体で547万円の増となり、公営企業会計においても、医師をはじめとした医療職職員の確保等により全体で3,496万円の増となりましたが、全会計を通じましては8,015万円の減となりました。職員の給与については、民間給与や国家公務員給与等との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ適切に措置をするとともに、令和5年度から始まる定年延長に向けた制度設計に取り組

みつつ、引き続き定員適正化計画（第3次改訂）に基づく適正な定員管理に努めてまいります。

一般会計における公債費では、財政中期試算に基づく地方債の発行額抑制や繰上償還により、元利償還金は36億756万円で、令和3年度当初予算からは9,559万円の減となっております。令和4年度末の市債残高見込額は、291億2,520万円となり、令和3年度末見込みと比較して15億7,692万円の減少となり、ピーク時の平成17年度末の市債残高538億4,108万円と比べて45.9%、247億1,588万円の減少となる見込みであります。

これらの、行財政運営の分野の施策に、給与費、公債費、施設管理費等を除く政策的経費として3億1,391万円、一般会計同額であります。を計上いたしました。

以上、令和4年度の予算編成に当たり、市政運営の基本的な考え方と重点施策の概要について申し上げます。コロナ対策及び経済対策を鋭意進め、一日も早い安全安心な市民生活の確保と地域の活性化に努めてまいります。市一丸となりこの難局を乗り越えるよう、議員の皆様並びに市民の皆様には、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後に、議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は全部で55件であり、その内容は、専決処分の承認が1件、条例関係が15件、令和3年度補正予算関係が13件、令和4年度当初予算関係が21件、その他が5件であります。

順次申し上げます。

議案第1号は、さきに専決処分をいたしました令和3年度郡上市一般会計の補正予算について、承認を求めるものであります。道路の除雪対策にかかる速やかな実施を要する案件として専決をさせていただきますものであります。

議案第2号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。令和3年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、現行の4.35月から4.20月にしようとするものであります。さらに、令和4年6月に支給する期末手当において、令和3年度の引き下げ分として0.15月分を減額調整しようとするものであります。

議案第3号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正であります。前議案と同じく人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、現行の4.35月から4.20月にしようとするものであります。また、前議案同様に、令和3年度の引き下げ分0.15月分についても減額調整しようとするものであります。

議案第4号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正であります。前議案同様、人事院の給与勧告に鑑み、一般の職員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.45月から4.30月に、また、再任用職員は0.10月分引き下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の2.35月から2.25月にしようとするものであります。また、前議案同様に一般の職

員は0.15月、再任用職員は0.10月を令和3年度の引き下げ分として減額調整しようとするものであります。

議案第5号は、郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これも前議案同様、人事院の給与勧告に鑑み、第1号はパートタイムであります。第1号（パートタイム）会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、現行の2.55月から2.40月にしようとするものであります。なお、第2号会計年度任用職員、これはフルタイムであります。この第2号会計年度任用職員については、職員の給与に関する条例の規定の例によることとなっておりますので、前議案と連動し第1号会計年度任用職員と同様の期末手当の引き下げとなります。また、前議案同様に、令和3年度の引き下げ分0.15月分についても減額調整しようとするものであります。

次に、議案第6号は、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る人事院規則の改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第7号は、郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定であります。

情報通信技術を活用した行政手続等を推進することにより、利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るため、情報システムの整備、電子情報処理組織による申請及び処分通知等、所要の規定を整備するものであり、さきに述べました行政のデジタルトランスフォーメーション推進のための法令的基盤を整備するものであります。

議案第8号は、郡上市個人情報保護条例の一部改正についてであります。個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用条項の整理等、所要の規定を整備するものであります。

議案第9号は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。郡上市公共施設適正配置計画に基づき、白鳥町の干田野集会所を地元自治会に無償譲渡するため、公の施設としての位置づけを廃止しようとするものであります。

議案第10号は、郡上市手数料条例の一部改正であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務にかかる手数料を改めようとするものであります。

議案第11号は、郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。消防団員の報酬等の基準に関する消防庁長官通知に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、報酬の改正等、所要の規定を整備するものであります。

議案第12号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正であります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、条項の整理等、所要の規定を整備するものであ

ります。

議案第13号は、郡上市市営住宅管理条例の一部改正であります。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第14号は、郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。郡上市汚水処理施設整備構想に基づく下水道の事業統合により、美並町のニュータウンみなみ排水処理施設及び赤池地区農業集落排水処理施設に関する規定の削除等、所要の整備をするものであります。

議案第15号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正であります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の減額等に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第16号は、郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部改正であります。小川小学校の明宝小学校への統合に伴い、小川小学校体育館及び屋外運動場を学校開放施設から社会体育施設に用途変更することについて、所要の規定を整備するものであります。

次に予算関係であります。議案第17号から議案第29号までは、令和3年度郡上市一般会計をはじめ、全部で13会計における予算の補正をお願いするものであります。詳細の内容については、追って各部長等から説明を申し上げます。

次に、議案第30号から議案第50号までは、令和4年度郡上市一般会計をはじめとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計21会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で概要を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第51号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。郡上中部、北部、西部及び南部の4辺地における公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号及び議案第53号は、財産の取得及び処分の変更についてであります。さきに議決を頂きました財産の取得及び処分のうち、取得・処分予定金額を変更する2件について、議会の議決を求めるものであります。いずれも畜産担い手育成総合整備事業における岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し農家に売却するものであり、事業費が確定したことによる契約金額等の変更であります。

議案第54号は、財産の無償譲渡についてであります。議案第9号に関連し、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、干田野集会所を地元自治会に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、市道路線の認定についてであります。白鳥地内の道路を熊会津外田線として新たに認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告が1件あります。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年2月24日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。再開は、11時15分を予定いたします。

(午前11時05分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎発言の訂正

○議長（山川直保） ここで、市長より発言の訂正の発言を求められておりますので、発言を許可します。

日置市長。

○市長（日置敏明） 申し訳ございません。ただいまの提案説明の中で、市税の見込みについて、3.4%、1億5,864万円の増のというべきところを、3.4%、1億5,860万円と、最後の桁を1つ読み間違えておりましたので訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保） 日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第1号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月31日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296億9,886万円とする。

予算の詳細につきましては、事業概要一覧表にて御説明をさせていただきますので、一覧表のほうをよろしくをお願いいたします。

1ページをお開きください。

まず最初に、歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。

7款土木費でございます。道路除雪経費、補正額が5億6,400万円の増額の補正でございます。12月及び1月の降雪、特に1月の降雪が多く、多額の委託費となったことや、今後の見込みによりまして除雪委託費等が不足することによる増額でございます。委託料が5億3,000万円、消耗品費の凍結防止剤になりますが900万円、それから県市連携に伴い県が行う市道の負担金でございますが、これが2,500万円という内訳でございます。

その財源としまして歳入になりますが、11款地方交付税、普通交付税のほうで1億3,175万5,000円の増額、それから20款繰越金になりますが、前年度繰越金で4億3,224万5,000円の増でございます。合わせまして、歳入合計で5億6,400万円の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 6番、三島です。

除雪に関してですが、本当に近年、すごい皆さんがしっかりしていただいて、道路も安心して走れるのかなと思っていつも見ております。昔に比べると何か雪が少ないのかも分かりませんが、本当に皆さんが、業者の方々がしっかりと除雪をしていただいている、走りやすい道路だなということの前から思っておりましたので、本当にうれしく思っております。

ちょっと今日はここで2つ質問をさせていただきたいと思いますが、この委託費のことなんです、近年燃料代がかなり高騰しておりますが、そういったことは考慮してあるものなのかなということをお聞きすることと、もう一点が質問とプラスお願いにはなるんですが、今言った道路のことではなくて、歩道のほうをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、まず歩道の委託契約の仕方をお聞きしたいのが、歩道独自で歩道としての除雪の委託をしているのと、道路を除雪と一緒に、歩道も一緒にしてくださいねというような形の契約なのかなと思って見ておるんですが、その辺の契約のことと、歩道の除雪をする基準というものをまず教えていただきたいと思います。

○議長（山川直保） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この除雪の委託費に係る燃料代ということでございましたけど、それぞれ道路除雪に係る機械除雪の委託料の単価につきましては、県がつくられる単価をそのまま引用させていただいて、市もその単価を使っておるということで、これは毎年、シーズン前にはなりますけど、それぞれ例えば労務単価であったりとか、そういった諸費用の見直しをした上で、一応単価を設定させていただいておるということで、特に燃料につきましては、年間の中でも、そのタイミングは多少タイムラグがありますが、基本的には年々見直し等はした上で、その単価は一応設定させていただいております。

ちなみにですけど、これまでの多い年、例えば平成の26年、29年あたりですけど、例えば平成26年からしますと、所要の主要な機械、これの単価が大体1.2から1.3倍の単価に今なっております。といったことで、いわゆる燃料も含めて、ほかの経費も踏まえて、一応年々見直しをした単価を採用させていただくとおるといような形になっておりますので、よろしくお願ひします。

次の歩道除雪ということでございますけど、これにつきましては、場所によってまちまちではあるんですけど、請負していただく業者の所在地とかに関連しまして、歩道だけを委託契約させていただいているところもありますし、道路除雪と合わせて同路線の歩道をとということで、業者に関しては単体もありますけど、要は車道と同路線をやっていただくという形での契約をさせていただいておりますし、中には自治会等に市の機械を貸与させていただいて除雪をしていただいとるというところも対処としてはあります。

そういった形で進めていただいておりますけど、基本的に作業をする基準ですけど、車道につきましては一応10センチの積雪、歩道につきましては20センチの積雪があった場合に作業を出ていただくという基準を持っております。ただし、これは天候等によって、既にもう雪が降り続くことが見込まれる場合については、一応朝の通勤通学時間帯に合わせて対応していただくような形で、その辺は随時対応を委託業者の方でやっていただいておりますという状況でございます。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 最初の燃料代のことですが、かなり今までにないほど高騰していますんで、もし考慮していただけるんなら、かなりの燃料代を使うということは建設業者からも聞いておりますんで、少しでも業者の負担が少なくなればと思ひまして、ちょっとお聞きしました。

2点目の歩道ですが、いわゆる歩道、さっきは言いませんでしたが、本当の歩道のことなんですよ。道路があつて白線があつて、白線の外の歩道じゃなくて、本当の歩道としてあるところの話

なんですけど、道路というのは、例えば朝除雪をして、ちょっと雪が残っていても、車が走れば本当にきれいに解けていいんですけど、歩道って、いつまでたっても雪が残るんですね。人が歩いたとしても、逆に消えるんじゃなくて圧雪されて、雪がずっと残ります。近年こんだけ朝冷え込むと、その圧雪した雪が氷状になっていて、かなりつるつるになるんです。

また、歩道で雪かいたやつを、あれって横に寄せるんですけど、日中、天気がいいと山になった雪が解けて水が出て、ほんで夜中冷え込むもんですから、今度雪がない歩道でも、水で、それが氷になってつるつるになるんです。この白鳥の——僕、白鳥の町中におるんですけど——町なかの歩道を見とっておっても本当に危ないんですよ。高齢者の方が、その氷で朝滑って転んどるところを、僕、目の前で見たこともありますし、また通学路に関してです。

通学路のところでも子どもが恐る恐る歩いとるような姿をいつも見ておって、できればこれ市のほうで、ある程度決めれるのであれば、今言った20センチで除雪をするという基準なんですけど、逆に雪が降っていなくても、日中、歩道にたまっている雪を取るという作業をお願いをしたいんです。そうすると、さっき言ったように自動車の通るところは自然と消えるんです、車が走れば。だけど、歩道だけはもうずっと残って、今でも過去に降った雪が残つとる状態で氷状になって、それがもう悪循環でいくもんですから、歩道が本当に危ない状況でありますんで、ちょっと歩道のほうの除雪も目をかけていただければと思って質問させていただきましたんで、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） ただいまの歩道の件でございますけど、当然おっしゃられるように降雪時だけでなくして、当然凍結ということもあるわけですけど、歩道については、なかなか、いわゆる手押しの除雪機を使っただくこともありますけど、凍結防止のための、例えば車道の散布のような形の機械というのが、なかなかちょっとない状態ですけど。ただ、これまでもそうですけど、当然我々職員が現場へ行ったときに気づいたときとか、あるいは地域の保護者の方から御連絡を頂いた場合は、降雪時以外のときも、例えば排雪とか、そういった部分の対応も状況に応じてさせていただいておることがありますんで、その辺は市のほうとしましても状況の確認をし、あるいは地域の方から御連絡頂ければ、そういった対応はさせていただければと思いますので、また皆さんの御協力もお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（山川直保） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 今の除雪をしていただく業者の方からのお話なんでございますけども、市道、県道、国道、どこでもそうなんですけど、北部のほうのマンホールの蓋の形状が、南部のこちらの

八幡方面はテーパーになっていなくて、すんと真っすぐな状態でありまして、アスファルトの下がっているところもあって、実際、除雪作業の方が胸を押さえてみえるので、どうしたんといったら、ハンドルに、透明の壁にぶつかったような衝撃で急に重機が止まるらしいんです。そうするとマンホール蓋のリングに引っかかって、がんという衝撃がきて胸を打ったと。ある方は重機から前へ転げ落ちたとか、そういう方も見えますので、何らか、こういった費用ではないかもしれませんが、どっかの部署でそこを対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） ただいまの除雪作業中のマンホール等の件でございますけど、これまでの中でも、今お話のあったような現象が起きることは委託業者から、毎年、シーズン前に除雪会議ということで、関係者の方を集めさせていただいて説明をさせていただいてとるんですけど、確かに経年の状況によりまして道路が、周りが下がったりなんかして、マンホールだけ少し飛び出るといところもあるんですけど、これって全ての部分の対応が云々ということがありますが、一応シーズン前の会議のときには、いわゆるシーズンの始まる前に、例えば道路の路肩とかの危険などところにはポールの目印をつけるとか、あとは一連の、要は除雪路線の状況については、いま一度確認をさせていただいて作業に当たっていただくようお願いは一応させていただいておるところです。

ただ、現実問題そうなった場合のところというのは、どうしても引っかかるというところがありますんで、これについて、特に段差がひどい部分については、作業中での排土板の前後ではちょっと対応はしきれない部分もありますんで、そういったところについては環境水道部等とシーズンの前後において、極端な部分についての対応はちょっと検討はさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩己） 今のマンホール蓋の件でございますが、環境水道部といたしましても、高鷲地域、和良地域のほうで順次そういったものを、マンホール蓋を取り替えるというような事業を実施しております。その地域が終わりますと、またほかの白鳥地域である、大和地域であるとかというところへ順次事業展開していくというような計画を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） すみません、財源のことでちょっとお聞きしておきたいんですけど。たしか1月の下旬くらいに、市長さん、東京行かれたという記憶がありまして、大雪の関係で国土交通省

に行かれたと新聞で拝見したんですけど。今回、財源的には普通交付税と繰越金ですけども、特交の見通しが恐らくあるんだと思います。ところが今回、日本中、すごい大雪なんですけども、そんな中で東京へも行っていただいて、財源のことを見ていただいておりますけど、そんな見通しはどう思っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） すみません。まず、特交のことについてですが、これは例年どおりにといえますか、その項目に従って特交の要望額は県のほうへ提出をしております。ですが、まだ決定がしてございませんので、3月の専決補正の時点では分かるとは思いますが、現在要望中ということでもあります。全国的にはほかのところでも降っておりますが、郡上市においても、今ほど補正に認めいただいたように多額のお金が必要となっておりますので、その分は十分要望してございますので、よろしく願います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 補足をいたしますが、特別交付税については、ただいま総務部長が申し上げたとおりです。

また、1月だったか、東京へ確かに要望に行きましたが、このときは濃飛横断自動車道の関係を主として参りました。ただ、道路局長さん等にもお会いしましたので、雪も大変降っているのでもよろしく願いますということを行いました。その国交省のほうの除雪についての要望のほうは直接の要望でなくて、岐阜県内の雪の多い市町村長がオンラインで、渡辺副大臣とそれから道路局長さんに要望させていただきました。去年は、たしか1億円程度の国交省の補助金もつきましたが、今年は御指摘があったように北海道、東北等で大変多く雪が降っておりますので、去年のようによくかどうか分かりませんが、何がしかの国交省からのいわゆる補助金も頂きたいという要望は県内の積雪地域の市町村こぞっていたしてるところでございます。まだ分かりませんが、そのような状況でございます。

○議長（山川直保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第2号から議案第16号までについて（提案説明）

○議長（山川直保） 日程5、議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程19、議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの15議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） それでは議案をお願いいたします。

議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改める等のため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改め文と新旧対照表がございますが、その後の資料で御説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

このことにつきましては、昨年の9月議会の最終日に行われました全員協議会におきまして、令和3年の人事院給与勧告ではボーナスを0.15月分引き下げるという内容であったことについて御報告をし、議会の皆様の意向についても確認をさせていただきました。その際には、例年のとおり国家公務員の給与法改正に合わせて議員報酬や特別職、一般職職員の給与改定についての議案を12月定例会に上程させていただきたいということで準備を進めておりました。

ところが、臨時国会の開会が12月にずれ込んでしまったことによりまして、国家公務員の給与法改正が行われなかったことから、本市としましても12月議会においては議案を上程しないということで、このことについても御報告をいたしました。

政府としましては、人事院勧告を尊重し勧告どおりに実施することが基本であるという姿勢は変わっておりませんでしたので、当時から国家公務員の令和3年度の引き下げ相当分を令和4年の

6月のボーナスから減額することで調整したいというふうにしておりました。そうした経過の中で、今通常国会におきまして、その方針に基づいた国家公務員の給与改定案が上程されておりますので、本市におきましても、その改定内容に倣いまして議員報酬や特別職、一般職職員の給与条例の改正案を上程させていただいたものですので、よろしく願いをいたします。

資料2の改正内容を御覧いただきたいと思います。第5条第2項の規定を改めまして、議員の皆様を支給いたします令和4年度からの期末手当の年間支給月数を4.35月から0.15月分引き下げまして4.2月とするもので、6月期、12月期ともに2.1月分を支給することといたします。

さらに、本年6月に支給します期末手当においては特例措置を設けまして、本来は令和3年の給与勧告に対する当該年度中の支給率調整として、昨年の12月期に実施する予定でありました0.15月分を引き下げるという減額調整を行わせていただきます。

施行日については、令和4年4月1日でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第3号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改める等のため、この条例を定めようとするものでございます。

これも、議案の後についております資料で説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。資料2の改正内容の欄を御覧いただきたいと思います。

これも、同じく第5条第2項の規定を改めまして、市長、副市長に支給いたします令和4年度からの期末手当の年間支給月数を4.35月から0.15月分引き下げ4.2月とするもので、6月期、12月期ともに2.1月分を支給することとします。

さらに、本年6月に支給します期末手当においては特例措置を設けまして、本来は令和3年の給与勧告に対する当該年度中の支給率調整として、昨年の12月期に実施する予定でありました0.15月分引き下げる減額調整を併せて行います。

施行日は、令和4年4月1日であります。

なお、4その他に記載してございますが、教育長の給与、期末手当については、郡上市教育長の給与に関する条例において、教育長には郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により期末手当等を支給すると定めておりますので、本条例の改正に連動した取扱いを行います。

以上でございます。

続きまして、議案第4号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改める等のため、この条例を定めようとするものでございます。

これも、議案の後に添付しております資料で説明を申し上げます。資料2の改正内容を御覧いただきたいと思います。

本条例改正におきましても、前の2条例の改正と趣旨は同じですが、第23条の4の規定を改めまして、令和4年度からの期末勤勉手当について、民間の支給割合に見合うよう一般職員と特定管理職員、いわゆる課長級以上の管理職員にあつては4.45月分を4.3月に0.15月分引き下げます。

さらに、本年6月に支給します期末手当においては、改正附則に特例規定を設けまして、本来は令和3年の給与勧告に対する当該年度中の支給率調整として、昨年12月期に実施する予定でありました0.15月分を引き下げる減額調整を行います。

また、再任用職員にあつては、2.35月分を2.25月分に0.1月分引き下げます。

さらに、本年6月に支給する期末手当においては、一般職員等と同様に昨年12月期に実施する予定でありました0.1月分を引き下げる減額調整を行います。

ということで、本改定は民間の支給状況等踏まえて、期末手当の支給月数に反映させることといたします。

次に、支給月数の割り振りについてでございますが、中段の表を御覧ください。

まずは、一般職員の場合の支給月数ですが、期末手当の欄を御覧ください。改正本則に規定した部分で、令和4年度からは、6月期、12月期とも、現行の1.275月を0.075月引き下げ、1.2月とします。これにより期末手当の年間の計は2.4月となり、勤勉手当との合計では、現行の4.45月から0.15月引き下げられた4.3月となります。

なお、改正附則で規定しました本年6月に支給します期末手当の減額調整については、この資料の計算のとおり、今回の改定後の1.2月分で算定した手当額から、さらに昨年12月に支給されました手当額に当時の支給月数でありました1.275月分の調整すべき減額率が0.15月ですので、1.275月分の0.15月を掛けた金額を差し引いて支給することで調整をいたします。

次の表にあります管理職員の場合の支給月数についてですが、同じく期末手当の欄を御覧ください。6月期、12月期ともに現行の1.075月から0.075月分引き下げ、1.0月とします。これにより期末手当の年間の計は2.0月となり、勤勉手当との合計では一般職員の場合と同様に、現行の4.45月から0.15月引き下げられ4.3月となります。

なお、本年6月に支給する期末手当の減額調整につきましては、一般職員と同様に今回の改定後

の手当額から、さらに昨年12月に支給されました手当額に当時の支給月数1.075月分の減額率0.15月を掛けた金額を差し引いて調整するというごさいです。

また、裏面を御覧いただきますと、再任用職員の場合の支給月数ですが、同じく期末手当の欄を御覧ください。6月期、12月期とも、現行の0.725月から0.05月引き下げ、0.675月とします。これにより年間の期末手当の計は1.35月となり、勤勉手当との合計では現行の2.35月から0.1月引き下げられ2.25月となります。

なお、本年6月に支給する期末手当の減額調整につきましては、同じく今回の改定後の手当額から、さらに昨年12月に支給されました額に当時の支給月数0.725月分の0.1月を掛けた金額を差し引いて調整をするというごさいです。

施行日は、令和4年4月1日であります。以上であります。

続いて、議案第5号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、第1号（パートタイム）会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改める等のため、この条例を定めようとするものごさいです。

これも、同じく資料を御覧いただきたいと思ひます。2番の改正内容ごさいです。

これも、同じく第9条第1項第2号の規定を改めまして、第1号（パートタイム）の会計年度任用職員に支給します令和4年度からの期末手当の年間支給月数を2.55月から2.4月、0.15月引き下げて2.4月とするもので、6月期、12月期ともに1.2月分を支給することとします。

さらに、本年6月に支給します期末手当においては特例措置を設けまして、本来は令和3年の給与勧告に対する当該年度中の支給率調整として、昨年の12月期に実施する予定でありました0.15月分を引き下げる減額調整を行います。

なお、この会計年度任用職員の期末手当の支給月数は一般職員と同じ月数としています。

施行日は、令和4年4月1日であります。

なお、4に、その他に記載しておりますが、第2号（フルタイム）の会計年度任用職員の期末手当については、郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例において、第2号会計年度任用職員の期末手当については郡上市職員の給与に関する条例の規定の例によると定めておりますので、職員の給与条例の改正に連動した取扱いを行います。

以上ごさいです。

続いて、議案第6号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る人事院規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

これも、おめくりいただきますと改め文と新旧対照表がございますが、その後の資料を御覧いただきたいと思っております。

本改正につきましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援の必要性から、昨年8月に行われました人事院の申出のうち、非常勤職員、主に会計年度任用職員になりますが、その育児休業及び育児部分休業の取得要件の緩和等に係る事項について該当規定を整備するものでございます。

2の改正内容を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1点目は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和としまして、第2条第3号に規定します非常勤職員の育児休業、そして第18条第2号に規定します非常勤職員の育児のための部分休業、このいずれも、その取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上である職員が取得できるというふうにされているところですが、この1年以上という要件を廃止をさせていただきたいと思っております。

第2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等としまして、第2条では、該当職員に制度をよく理解してもらうため、妊娠、出産等を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度や共済組合から給付される育児休業手当金などの周知と職員の意向を確認するための面談、あるいは書面の交付等を行うとともに、当該申出を理由とした不利益な取扱いを禁止する規定を新たに設けるものでございます。

また、第23条では、職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう育児休業に係る研修の実施とともに、相談体制の整備等も併せて行うといった規定を新たに設けるものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日でございます。よろしくお願いたします。

最後に、議案第7号 郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、情報通信技術を活用した行政手続等を推進することにより、利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと制定文がございますが、その後に概要を説明しました資料を添付しておりますので、そちらを活用して説明をさせていただきたいと思っております。

この条例案につきましては、通信技術を活用した行政の推進等に関する法律というのがございま

して、その13条において、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」との規定が設けられたことを受けまして、全国的にこのような条例の制定が進んでいるところでございます。

今後、本市でもオンライン申請等の整備が進んでまいります。このような包括的な条例を整備することによりまして、現在は紙ベースの申請等が基本になっております様々な関係条例等の規定にかかわらず、この条例を制定することによって、市の機関等への申請や届出、それに対する市からの通知その他の手続をインターネットなど情報通信技術を利用する方法によって行うことができるようにするという内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

条例案の内容、第2のところを御覧いただきたいと思っております。第1条は、今ほど申し上げました条例の目的、第2条は用語の定義が規定されておりますので省略しておりますが、まず1点目は、情報システムの整備としまして、第3条関係では、市はオンラインによる行政手続等を推進するため、情報システムを整備します。また、その整備に当たっては、システムの安全性と信頼性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該手続等に関する事務の簡素化や合理化に努めるものとするとしております。

2点目は、電子情報処理組織による申請等としまして、第4条関係では、他の条例等により書面等で行うことが規定されている市民の皆さんなどからの申請等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、オンラインによる申請等、手数料等の納付を含みますが、それを行うことができるとしてあります。

3点目は、電子情報処理組織による処分通知等としまして、第5条関係ですが、他の条例等により書面等で行うことが規定されている市などからの処分通知等について、これも当該他の条例等の規定にかかわらず、受ける側の同意がある場合に限り、オンラインによる処分通知等を行うことができるというふうにしてあります。

それから、4点目ですが、電磁的記録による縦覧等としまして、第6条関係では、他の条例等により書面等で行うことが規定されている、例えば固定資産の縦覧等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができるというふうにしてあります。

それから、5点目は、電磁的記録による作成等としまして、第7条関係で、他の条例等により書面等で行うことが規定されている文書の作成等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、パソコンなどの電磁的記録により行うことができるというふうにしてあります。

6点目は、適用除外としまして、第8条関係になりますが、そうはいうものの申請等事項について、対面や原本による確認が必要とされている場合、また既に他の条例等により、オンラインによ

る申請等が規定されている手続等については、この条例はあえて適用はしない、除外をするということにしております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

7点目は、添付書面等の省略としまして、第9条関係ですが、他の条例等により住民票の写しなど、様々な申請等に対して添付することが求められている書類などがありますが、市の機関等が申請者のマイナンバーカードを利用した電子署名などによりまして、その住民情報などを入手したり参照したりすることができる場合には、他の条例等の規定にかかわらず、あえて添付書類の添付を要しないというふうにしております。

8点目は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表としまして、第10条関係になりますが、市長は行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表することとしています。

最後に9点目、第11条関係ですが、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとした委任規定であります。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものとしております。

なお、説明は省略をさせていただきますが、この続きには条ごとの規定内容について、規則に規定している事項も含めて、できるだけ分かりやすく記載をしたつもりでございますので、参考にいただければと思います。

また、最後の6ページにつきましては、オンライン手続のイメージ図も併せて載せておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 説明の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後13時を予定いたします。

（午後 0時01分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（山川直保） 午前中の日程19の説明の継続をお願いします。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第8号をお願いいたします。

郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改め文に続きまして新旧対照表がついてございますが、その一番最後に資料のほう、つけてございます。まず、こちらの資料のほうを御覧ください。

個人情報保護条例の一部を改正する条例についてということで、まず、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年の9月1日に施行されました。その内容なんですが、附則第2条において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止をされました。施行期日については公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日とされておりましたが、令和3年10月29日の政令におきまして令和4年4月1日というふうにされました。これを受けまして、現状の郡上市個人情報保護条例では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を引用してございます。なので、今回、郡上市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止によりまして、引用する法律、これを個人情報の保護に関する法律に変更することによる引用法律の名称及び引用条項の改正でございます。

施行期日については、令和4年4月1日でございます。

それでは、1枚お戻りいただいて、新旧対照表のほうを御覧ください。

2条のところになります。定義になりますが、こちらのほうのまず1つ目は個人識別符号について規定したところですが、こちらの旧のほう、右側が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第23項に規定するというふうにあります。こちらを左側の個人情報の保護に関する法律第22項というふうに改めるものと、もう一つは要配慮個人情報として行政機関個人情報保護法第2条第4項というふうに引用されておりますが、こちらのほうを左で個人情報の保護に関する法律第2条第3項というふうに改正をするものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第9号をお願いいたします。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所の一部施設について、地元自治会に無償譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと改め文がございます。改め文では、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するとして、別表第1、干田野集会所の項を削る、さらに別表第2、干田野集会所の項を削るというふうでございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行するというところでございます。

さらに、この条例の改正を受けまして郡上市公の施設使用料徴収条例、これの一部も次のように改正するというので、別表中の干田野集会所を削るということでございます。

1枚おめくりいただきますと新旧対照表がついてございます。

まず、1つ目は、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。右側の旧のほうですが、別表第1、これは公の施設の設置等に係るものでございますが、真ん中ほどに干田野集会所の項がございますが、左側は削るということで、これがなくなっております。

それから2ページ、次のページでは、別表第2第4条関係で、これは使用の承認が必要な施設を挙げておるものでございますが、真ん中ほどの干田野集会所は削除されるということでございます。

さらに、3ページでは、郡上市公の施設使用料徴収条例の一部を改正する条例ということで、こちらのほうは別表で第2条関係になりますが、こちらは使用料の額を規定したものでございますけど、ここのコミュニティー施設の中の、4ページになりますが、真ん中ほどに干田野集会所がございますが、これがなくなるというものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 笹原消防長。

○消防長（笹原克仁） それでは、議案第10号をお願いいたします。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務に係る手数料の額の一部を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改め文、それから新旧対照表がつけてございまして、資料のほうを御覧いただきたいと思っております。こちらで説明させていただきます。

郡上市手数料条例の一部改正についてということで、改正理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額について、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われております。事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び人件費単価、または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が

大きくなっている事務に係る手数料の標準額について一部改正がされました。

一部改正に伴いまして、地方公共団体の行う液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係のうち、保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査及び貯蔵施設の位置、構造、設備もしくは設備の変更、特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料が該当するため、郡上市手数料条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては下の段に書いてございますが、郡上市手数料条例の別表第1を改正するというところでございまして、①としまして、別表第1の11の部の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務の7の項中、一般消費者等数が1万戸以上のものにあつては、11万円を9万8,000円に改正する。

それから、2点目としましては、別表第1の11の部の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務9の項中、1万7,000円を1万5,000円に改正するものでございます。

こちらにつきましては、令和4年の4月1日の施行でございます。

続きまして、議案第11号でございます。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、消防団員の処遇改善を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改め文がございまして、もう1枚めくっていただいて新旧対照表、こちらにおいて御説明をさせていただきます。

まず、改正のところですが、第3条の1項1号ですけど、こちらの当該団体、右側の旧と新と見比べていただきまして、右側の旧の「当該団体」というところを、「当該消防団」というふうに改めさせていただきます。

それから、第5条ですけども、末尾のところの「または免職することが出来る」というところの漢字のところを平仮名に改めます。

それから、同じく第5条の2項の2号、こちらにつきましては、「当該消防団の区域内に転居し、または転勤したとき」というものを、第3条第1号に規定する、資格を有しないこととなったときというところで、第3条の第1号というところへ少し戻っていただきまして「当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者」というところで、こちらで二重の書き方と、ちょっと煩わしいとい

うところがございまして、こちらの「第3条第1号に規定にする資格を有しないこととなったとき」というふうに改めさせていただきます。

それから、第8条でございます。第8条の中途ですけれども、「水火災その他災害」というアンダーラインのところを「災害」といたしまして、括弧書きをつけ加えまして「(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ)」というふうな括弧書きと「災害」という言葉に改正をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

こちら、団員の報酬の関係でございますが、今までは団員の年報酬ということと、あと出場に対する費用弁償という形でお支払いをしておったところでございますが、出場手当というところで費用弁償から切り替えるというところで、条例のほうも改正させていただくというところでございます。

まず、12条の関係でございますが、「団員には、次により報酬を支給する」という文言を、「団員の報酬は、年額報酬及び出場報酬とする」というふうに改めさせていただきます。

それから、出場報酬と年額報酬に分けた関係でございますが、年額報酬というところを付け加えさせていただきます。団員には、次により年額報酬を支給するというところで、金額的には、来年度は団長から副分団長までは変わりはありませんが、部長以下の年額報酬を引き上げるというところがございます。部長につきましては「2万5,000円」から「3万円」、班長につきましては「2万2,000円」から「2万7,000円」、団員につきましては「2万円」から「2万5,500円」という引き上げを行いたいと思っております。

次に、先ほど申しました出場報酬の関係でございますが、こちらの3項を付け加えさせていただきます。団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは出場報酬を支給するというところでございます。

災害の場合は、こちらのほうも金額を以前の費用弁償から引き上げさせていただきます。1日につき4時間以内の場合は4,000円、4時間を超え8時間以内の場合は8,000円というふうにさせていただきます。

次に警戒の場合でございますが、1日につき3,000円、訓練の場合1日につき3,000円、会議の場合1日につき1,500円というところと、あと前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるときには別に定める額を支給することができるということで5号を付け加えさせていただきました。

次に費用弁償の関係でございますが、旧のほうに、先ほど費用弁償という形で日当のほうを支給しておったところが、出場報酬に変わったというところでございますが、費用弁償につきましては、団員が会議等の職務に従事する場合においては費用弁償を支給するものとし、その額は郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによるというふうに改めさせてい

たきます。

こちらにつきましては、令和4年の4月1日の施行でございます。

あと、最後に資料をつけさせていただいたんですが、こちらについては、今後のスケジュールと消防団員の処遇改善計画というところで、スケジュールをつけさせていただきました。こちらにつきましては、総務省消防庁のほうから、団員の年額報酬を3万6,500円に引き上げよというようなお話が来ておまして、それを郡上市としましては段階的に引き上げるというふうな方向づけがしてございます。それで、現行からしまして、令和6年度までの計画を、3か年計画を今お示したところですので、そちらのほうの計画をちょっとお話させていただきます。

まず、上段の年額報酬につきましては、団員の関係について、令和6年度までに標準額の3万6,500円に引き上げ、それに伴い班長、部長、副分団長も順次引き上げるというところでございます。下に年度計画ということで、現行の副分団長が来年度は据置きというところでございますが、令和5年度、令和6年度に各5,000円ずつ引き上げて4万5,000円という金額で計画しております。

部長につきましては、現行の2万5,000円から、先ほど申しましたように令和4年度は3万円、それぞれ5,000円ずつ引き上げまして、令和6年度までには4万円というところでございます。

続きまして班長ですけど、班長につきましては、来年度2万7,000円に引き上げ、同じく5,000円ずつ引き上げて、令和6年度には3万7,000円というふうな金額で設定してございます。

団員につきましては、それぞれ5,500円ずつ引き上げまして、4年度は2万5,500円、5年度は3万1,000円、令和6年度には3万6,500円という——網掛けをしてございますが——目標値としてこちらのほうを考えております。

この下段の出場報酬につきましては、令和4年度について、火災、災害については引き上げさせていただくと。それに伴いまして、警戒、訓練につきましては、年額報酬の引き上げに伴いまして、令和6年度に3,000円から2,000円に引き下げるというところで、こちらはなぜ引き下げるかといいますと、県下の警戒、訓練の出場報酬の額を見ますと2,000円のところが一番多くて、ちょっと3,000円というのは郡上市は高いと、県のレベルにしたら高いということですので、令和6年度に年額報酬を3万6,000円に引き上げた段階で3,000円から2,000円に、警戒、訓練については引き下げをさせていただいて、県下のレベルにすり合わせていくというところでございますので、よろしく願いいたします。

あと、一番最下段の会員につきましては1,500円から変化はなしというところでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第12号でございます。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

こちら、1枚おめくりいただきまして、改め文がございまして、もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

こちらの第3条の2項でございしますが、旧でいきますと「損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることはできない」と。ただ、これに付け加えてございしますが、「ただし、傷病補償年金または年金である傷害補償もしくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない」という、このただし書の部分を削るものでございます。

公務災害補償につきまして、担保にすることは、こちらのほうのただし書があって、今年度までは可能であったところが、令和4年度からはできなくなったというようなところでございます。

こちらの分についても、令和4年の4月1日からの施行というところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第13号をお願いします。

郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきます。改め文でございしますが、郡上市の市営住宅の管理条例の一部を次のように改正するという事で、第2条の第6号中の「第1条第3号」を「第1条第4号」に改めるということで、今回のこの改正につきましては、引用します特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行規則、この第1条に第1号として、入居者の資格となる同居親族の要件、こちらで同居親族等というのが追加をされました。これに伴いまして、号の繰り下がりが生じたため、今回改めるものでございます。

1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございまして。現行の旧のほうでは、条例の定義、第2条の中に用語の意味を示してございしますが、この6号、所得に関するところで、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号の規定により算出した額をいう」、これを改めて、今回「第1条第4号の規定により算出した額」ということに改めをさせていただきます。

これにつきましては、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでござい

ます。

よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第14号をお願いいたします。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。郡上市汚水処理施設整備構想に基づき、ニュータウンみなみ排水処理施設及び赤池地区農業集落排水処理施設を下水道の美並処理区に事業統合するため、この条例を定めようとするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。表右側の旧の部分は、条例第2条第5項の集合排水処理施設の位置及び処理区域を別表3で定めるものであります。また、下の表、農業集落排水施設の位置及び処理区域を、条例第2条6項により別表4で定めるものであります。別表3の下線部、美並地区、ニュータウンみなみ排水処理施設と別表4の美並・赤池地区農業集落排水処理施設を、令和3年度下水統合工事にて美並中央処理区に統合いたします。これに伴い、この2施設、下線部を条例から削除するものでございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第15号をお願いいたします。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減額に係る規定等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして改め文、その次からが新旧対照表となっております。その最後に資料を添付させていただいておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

改正理由としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令の公布に伴い、郡上市国民健康保険税条例を一部改正するものでございます。

全世代対応型の社会保障制度とは、政府が定める全世代型社会保障改革の方針において、現役世代の給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合うという全世代型社会保障の考え方に基づいた制度です。政府は年金や医療、介護保険などの社会保障制度に加え、子育て支援や働き方まで含めた横断的な制度改革を進めており、それを全世代型社会保障の改革と称しております。

主な改正点としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に伴うもので、1つ目としまして、第23条国民健康保険税の減額に第2項を新設します。

これは、未就学児——6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者に課せられる国民健康保険税のうち、医療給付費及び後期高齢者支援金分の均等割額をそれぞれ10分の5軽減するものでございます。

また、低所得者軽減が適用されている世帯においては、軽減後の均等割額の10分の5を軽減するものであります。

表の軽減世帯区分欄のエ、上記以外を御覧ください。医療給付費分の均等割額、賦課額2万5,500円は2分の1の1万2,750円、後期高齢者支援金分の均等割額、賦課額1万4,000円は2分の1の7,000円に軽減されます。

アからウの低所得世帯に係る軽減世帯については、それぞれの区分ごとに低所得世帯に係る軽減を行った後の額に、未就学児に対する軽減を行います。表の下の例で御説明しますと、7割軽減世帯とは、低所得世帯に係る軽減によりまして、賦課額の3割を軽減し7割賦課となった世帯のことをいいます。この7割軽減世帯につきましては、均等割額2万5,500円について、低所得世帯に係る軽減2万5,500円の3割である7,650円を差し引いた額1万7,850円から、未就学児に対する軽減として10分の5である8,925円を軽減し、軽減後は8,925円となりました。

5割軽減世帯、2割軽減世帯でも同様に、軽減を行うこととなります。裏面をお願いします。令和4年度当初予算における軽減見込み計上額でございます。対象者数220人を見込んでおりますが、軽減世帯における未就学児数は抽出ができないため、全対象者数で見込んでおります。医療給付費分として280万5,000円、後期高齢者支援金分として154万円を見込んでおります。

2つ目としまして、第3条、第5条、第5条の2及び第23条中、規定の明確化のために、それぞれ「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加えます。

3点目としまして、第5条、第6条、第13条、第23条及び附則第4項から6項及び第8項から15項について、法律、法令改正及び未就学児の軽減額新設に合わせて所要の規定を整備するものでございます。

軽減措置に対する財政支援についてですが、未就学児の軽減措置の導入に当たっては、国2分の1、県4分の1、市4分の1の公費負担とされ、保険基盤安定負担金から未就学児均等割保険料負担金として交付されますので、国保特別会計へ繰入れを行います。

施行期日としましては、令和4年4月1日からとし、令和4年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、小川小学校の閉校に伴い、小川小学校の体育館及び屋外運動場を学校開放の対象施設から除外し、社会体育施設に用途変更するため、この条例を定めようとするものでございます。

令和4年4月1日から小川小学校を明宝小学校に統合し、小川小学校は令和4年3月31日をもって閉校とすることが決定しているところでございますが、今回の改正はこれに伴うものでございまして、現在の小川小学校の施設である同体育館及び屋外運動場につきましては学校開放施設として市民の皆様等に利用していただきましたが、小川小学校がなくなることに伴い、市の社会体育施設に用途を変更し、引き続き市民の皆様等に利用していただけるようにするため、同体育館及び屋外運動場の設置及び利用の根拠となる条例を郡上市立学校体育施設等開放条例から郡上市体育施設条例に移管するものでございまして、今回提案しました改正条例は条立てによって、この2つの条例について一括して改正しようとするものでございます。

2枚目の改め文を御覧いただきたいと思えます。

第1条は、郡上市立学校体育施設等開放条例の一部改正であり、条例本則の別表から小川小学校の項を削除するものです。

裏面の第2条を御覧いただきたいと思えます。第2条は、郡上市体育施設条例の一部改正でして、条例本則の第2条の表ですけれども、第2条の表は各施設の名称及び位置を定めるものですが、この表中の明宝土間付体育館の次に、小川社会体育施設として当該名称及び位置を加えるとともに、各施設の使用料を定める別表の中の明宝土間付体育館の次に、小川社会体育施設の項を加えるものでございます。そして、使用料の額や照明料加算額等については、同じく学校開放施設から社会体育施設に用途変更し規模も参考となります他の施設の例に準じて、新たに料金設定をすることとい

たします。

附則ですが、本改正条例の施行日は、令和4年4月1日とします。

次のページからは、郡上市立学校体育施設等開放条例と郡上市体育施設条例について、それぞれの改正部分を示す新旧対照表をつけておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第17号から議案第29号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保） 日程20、議案第17号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてから、日程32、議案第29号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの13議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第17号から議案第29号まで、13会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきます。

議案第17号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について、議案第18号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号 令和3年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第20号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第21号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第22号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第23号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第24号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第25号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第26号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第27号 令和3年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第28号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第29号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予（第3号）について。上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

予算書をお願いいたします。まず、一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億891万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ305億777万4,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。追加分でございます。第2表繰越明許費の補正の追加ですが、全部で34事業あります。6ページのほうでは、コロナの影響によりまして物品等の納品が遅れたりしたものが、戸籍住民基本台帳事務経費、介護老人福祉施設等整備補助金、担い手育成総合整備事業、それから下から5つ目の観光施設維持管理経費、道の駅管理経費、観光施設整備事業でございます。

さらに半導体の不足の影響によるものとしまして、一番上の議会運営事務経費ですとか、行政ネットワーク機器更新事業がございます。

また、地元や他事業との調整に不測の日数を要したものが、農地費の土地改良事業や林業費の過疎対策林道整備事業、それから道整備交付金事業、山村強靱化林道整備事業、道路橋梁費道路新設改良事業、辺地対策道路整備事業でございます。

このほか、上から3番目の戸籍住民基本台帳事務経費は国の主導の事業でございますが、国自体が繰越しとなったものでございますし、林業費の一番最初の森林経営管理事業や生活保全林整備事業は、工期等の折り合いがつかず、入札不調となったものでございます。林業費の一番最後の森林整備推進林道整備事業は、同一路線内で災害が発生し事業に着手できなかったものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

こちらのほうも同様に、地元や地権者、それから他機関との調整に不測の日数を要したものが、一番上の社会資本整備総合交付金事業や道整備交付金事業、それから公共施設等適正管理推進事業、河川費の急傾斜地崩壊対策事業や河川自然災害防止事業、それから災害復旧費、農林水産施設災害復旧の現年補助災害復旧事業で林業施設、それから公共土木施設災害復旧費の過年補助災害復旧事業の公共土木施設でございます。

また、教育費の小中学校管理事務経費や中学校の統合整備事業は、国の補正事業のために工期が取れないものでございますし、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費の単独災害復旧事業、林業施設や公共土木施設災害復旧費の現年補助災害復旧事業の公共土木施設については、工法の変更により完成が見込めなくなったものでございます。

さらに、土木費の道路メンテナンス事業や中ほどの教育費のスクールバス整備事業につきましては、資材や製品の生産遅れによるものでございます。

このほか、中ほどの消防費では、コロナの影響によりまして物品の納品が遅れた消防活動経費で

すとか、工期の折り合いがつかず再入札となったライフライン保全対策事業がございます。

以上、合計で15億9,182万5,000円の追加となりますので、よろしく願いをいたします。

8ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正でございます。こちらも追加でございます。がんばれ子育て応援事業で、令和3年度分でございます。令和3年度分、新たに対象となる分でございます。期間は令和3年度から令和8年度までとし、限度額を58人分で2,900万円とするものでございます。

9ページ、お願いします。

地方債の補正でございます。変更ですが、公共事業等債では80万円、補正後で限度額のところを見ていただきますと80万円増額しまして1億470万円、事業費の確定によるものでございますし、次の学校教育施設等整備事業では3億9,620万円増額しておりますが、限度額で4億4,340万円ということで、大和小学校の屋内運動場の新設工事によるものでございます。

それから、一般単独の中では、防災基盤整備事業としまして100万円の減額になりますが、限度額で2,540万円、事業費の確定によるものでございます。

緊急自然災害防止対策事業では1,150万円の減額になりますが、限度額として2億1,900万円、事業費の確定によるものでございます。

それから、辺地対策事業では2,230万円の減額で、限度額5億6,710万円ですが、こちら事業費の確定によるものでございます。

補助災害復旧事業では4,750万円の減額となって、5,400万円の限度額でございますが、事業費の確定と次年度発注による減、過年度から現年への振替による増といった要因でございます。

それから、過疎対策事業につきましては4,710万円の減で、1億8,960万円の限度額、事業費の確定によるものでございます。

臨時財政対策債につきましては1億9,620万円の減で、6億9,380万円でございます。発行額の確定によるものでございます。

合計としまして、限度額で7,140万円増の26億5,450万円ということでございます。起債の方法、それから利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算書のほうをお願いいたします。

国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,675万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,600万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ940万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,958万5,000円とする。

2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

11ページをお願いいたします。

直営診療施設勘定分になりますが、第2表地方債の補正で、変更になります。過疎対策事業でございます。一番右の補正後の欄の限度額は10万円減の810万円、これは内視鏡等の更新事業の確定によるものでございます。

それから起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書のほうをお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書（第3号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,336万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,730万円とする。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書のほうをお願いします。

介護サービス事業特別会計補正予算書（第4号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,741万5,000円とする。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書をお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,227万6,000円とする。

続きまして、小水力発電事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

小水力発電事業特別会計補正予算書（第1号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,479万6,000円とする。

続きまして、大和財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

大和財産区特別会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,233万9,000円とする。

続きまして、白鳥財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

白鳥財産区特別会計補正予算書（第1号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の白鳥財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ268万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544万円とする。

続きまして、牛道財産区の特別会計補正予算書をお願いいたします。

牛道財産区特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,289万7,000円とする。

続きまして、石徹白財産区特別会計の補正予算書をお願いいたします。

石徹白財産区特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,920万8,000円とする。

続きまして、水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市水道事業会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度郡上市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条でございますが、一番最後のところで、資本的収入の予算額を次のとおり補正するという
ことで、資本的収入の第4項負担金を1,060万円増額するものでございます。

続きまして、下水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市下水道事業会計補正予算書（第3号）、1ページをお願いいたします。

第1条で令和3年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の最後の段ですが、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第1款資
本的収入を合計額で2,786万円増額いたしまして、さらに資本的支出を合計で2,920万円増額するも
のでございます。

第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。建設改良事業で、補正後の
限度額としまして1,290万円を増額しまして、1億6,770万円の限度額とするものであります。処理
場の電気計装設備更新工事の増に伴うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

続きまして、病院事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市病院事業会計補正予算書（第3号）、1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度郡上市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

1つ飛びまして第3条をお願いします。収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第1款の郡上市市民病院事業収益と第2款の国保白鳥病院事業収益を合わせまして、補正予定額の一番下ですが、3,948万5,000円減額して、2ページの第1款郡上市市民病院事業費と第2款国保白鳥病院事業費を合わせまして、補正予定額の一番下で、3,948万5,000円の減額をするものでございます。

資本的収入のほうでは、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入のほうで、第1款郡上市市民病院事業資本的収入と第2款の国保白鳥病院事業資本的収入を合わせまして、補正予定額の一番下、157万7,000円の減額をするものでございます。

以上でございますが、詳細につきましては、お配りしてあります事業概要一覧表で御審議を頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第17号から議案第29号までの13議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第29号までの13議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第17号から議案第29号までの13議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、2月28日午後4時までには審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第17号から議案第29号までの13議案につきましては、2月28日午後4時までには審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は14時10分といたします。

（午後 2時00分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時10分）

◎議案第30号から議案第50号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保） 日程33、議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算についてから、日程53、

議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。
説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第30号から議案第50号までの21会計の当初予算案の議案につきまして、まとめて読み上げさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算について、議案第31号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第32号 令和4年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第33号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第34号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第35号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第36号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第37号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第38号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第39号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第40号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第41号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第42号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第43号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第44号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第45号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第46号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第47号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第48号 令和4年度郡上市水道事業会計予算について、議案第49号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、令和4年度郡上市当初予算総括表というものがあると思ひますが、これに基づきまして予算案をお示しさせていただきたいと思ひます。会計名、それから令和4年度の予算額、1つ飛んで対前年の増減額、そして増減率という順で読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、一般会計273億2,800万円、増減額は8億5,500万円、3.2%の増でございます。

国民健康保険特別会計45億6,874万2,000円、4,275万6,000円、0.9%の減でございます。

国民健康保険特別会計直営診療施設勘定3億2,615万1,000円、2,022万3,000円の減、5.8%の減でございます。

介護保険特別会計46億1,983万4,000円、1億1,995万4,000円、2.7%の増でございます。

介護サービス事業特別会計7億2,448万8,000円、409万6,000円、0.6%の減でございます。

駐車場事業特別会計638万8,000円、30万2,000円、4.5%の減でございます。

宅地開発特別会計528万7,000円、724万6,000円、57.8%の減でございます。

青少年育英奨学資金貸付特別会計2,611万7,000円、8,000円の増、増減率はございません。

鉄道経営対策事業基金特別会計56万1,000円、増減額はゼロ、増減率もございません。

後期高齢者医療特別会計7億185万1,000円、6,030万8,000円の増、9.4%の増でございます。

小水力発電事業特別会計6,064万円、806万7,000円、15.3%の増でございます。

大和財産区特別会計1,668万円、232万円の減、12.2%の減です。

白鳥財産区特別会計は405万6,000円、406万6,000円、50.1%の減でございます。

牛道財産区特別会計1,150万2,000円、421万9,000円、26.8%の減でございます。

石徹白財産区特別会計3,155万2,000円、213万6,000円、6.3%の減でございます。

高鷲財産区特別会計2,901万6,000円、240万4,000円、7.7%の減でございます。

下川財産区特別会計292万3,000円、99万9,000円の減、25.5%の減でございます。

明宝財産区特別会計1,860万円、90万円の減、4.6%の減でございます。

和良財産区特別会計1,296万5,000円、166万3,000円、14.7%の増でございます。

特別会計の合計で111億6,735万3,000円、9,833万3,000円、0.9%の増でございます。

その下、一般会計と特別会計の合計で384億9,535万3,000円、9億5,333万3,000円、2.5%の増となります。

次に、水道事業会計の収益的収支では12億5,212万6,000円、1,268万2,000円、1.0%の増でございます。資本的収支では14億6,269万8,000円、1億5,829万5,000円、12.1%の増でございます。

下水道事業特別会計の収益的収支では23億6,628万1,000円、1億2,226万5,000円、4.9%の減でございます。資本的収支では15億7,077万6,000円、1,616万1,000円、1.0%の増でございます。

病院事業会計の収益的収支では45億5,603万6,000円、7,975万5,000円、1.8%の増でございます。資本的収支では6億2,555万1,000円、1億3,243万1,000円、17.5%の減でございます。

企業会計の合計で118億3,346万8,000円で1,219万7,000円、0.1%の増となっております。

総合計としまして503億2,882万1,000円、9億6,553万円、2.0%の増となります。

以上、全会計につきまして予算案の総額をお示しさせていただきました。お配りしてあります予算関係につきましての参考資料の中に、様々な項目の資料を添付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

また、事業概要説明一覧表につきましても、事業ごとに概要を記載しておりますので、特別会計を含めまして詳細な説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保） お諮りします。ただいま説明のありました議案第30号から議案第50号までの21

議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第50号までの21議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第30号から議案第50号までの21議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月22日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第30号から議案第50号までの21議案につきましては、3月22日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第51号について(提案説明・採決)

○議長(山川直保) 日程54、議案第51号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長(日置美晴) 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市には、全部で6つの辺地がございます。また、御承知のとおり、この辺地総合整備計画を策定することによりまして起こすことができます辺地対策事業債につきましては、充当率が100%で交付税措置が80%という非常に有利な起債となっております。

現行の計画につきましては、令和2年度から6年度までの5年間の計画となっておりますが、各種施設、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たに施設を加えるような場合には、議会の議決を得た上で総務大臣に変更申請を行わなければならないということになっております。今回は、6辺地のうち4つの辺地におきまして計画変更の議決が必要となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書をおめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

最初に、郡上中部辺地における変更後の計画書になります。このうち、2番の(3)農道整備におきまして、農道橋の架け替え工事の増加、また、おめくりいただきまして(8)の用水路におきましては、事業量の増加などによりまして辺地債の予定額を超えることになったものでございます。次に、7ページを御覧ください。

郡上北部辺地です。このうち主なものとしましては、2の(1)道路整備におきまして、舗装修繕事業や橋梁修繕事業の増加など、また、(2)の林道整備におきましては、改良事業に係る事業費の見直しなどによりまして辺地債の予定額を超えることになったものです。

次に、11ページを御覧ください。

郡上西部辺地です。このうち2の(1)道路整備におきまして、市道改良に係る事業費の見直しなど、また、おめくりいただき、(7)消防施設におきましては、耐震性貯水槽の追加などにより辺地債の予定額を超えることとなったものです。

最後に、15ページを御覧ください。

郡上南部辺地であります。ここでは、2の(1)道路整備におきまして、市道改良事業に係る事業量の増加など、また、おめくりいただき、(6)消防施設におきましては、事業費の見直しなどによりまして辺地債の予定額を超えることとなったものであります。

施設ごとの事業費等の増減につきましては、議案の後に添付しております参考資料にて説明を申し上げますので、参考資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、郡上中部辺地に係る整備計画の新旧対照表です。左側が変更前、右側が変更後でございます。各行には道路等の施設名があり、右へ行きますと事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額があり、備考欄には辺地債の増減が記載されております。

それでは、辺地債の予定額に変更のあった施設について、変更後の事業費と辺地債の増減について申し上げます。

道路につきましては、市道改良事業に係る計画や事業量の見直し等により、変更後の事業費を19億5,234万7,000円とし、辺地債の予定額も7,290万円減額します。

また、林道につきましては、開設や改良に係る事業計画の見直し等により、変更後の事業費を7,251万2,000円とし、辺地債の予定額も1,470万円減額します。

農道につきましては、農道橋架け替え事業の増加等により事業費を2億958万2,000円とし、辺地債の予定額も2,960万円増額します。

通学バスにつきましては、通学バス更新計画の見直しにより事業費を2,802万4,000円とし、辺地債の予定額も550万円減額します。

消防施設につきましては、車両更新等の実績により事業費を1億985万1,000円とし、辺地債の予定額も80万円減額します。

また、用水路につきましては、事業量の見直し等により事業費を9,638万3,000円とし、辺地債の予定額も2,100万円増額します。

よって、事業費の合計は25億8,286万6,000円と減額となり、辺地債の予定額も4,330万円の減額となりました。

次の2ページ、3ページには、ただいま説明を申し上げましたそれぞれの施設ごとに増減のありました事業の明細が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4ページを御覧いただきたいと思います。郡上北部辺地です。

道路につきましては、舗装修繕事業や橋梁修繕事業の増加等により、変更後の事業費を13億5,912万4,000円とし、辺地債の予定額も1,760万円増額します。

林道につきましては、改良事業に係る事業費の見直し等により事業費を5億8,887万1,000円とし、辺地債の予定額も2,590万円増額します。

農道につきましては、事業量の減少等により事業費は2億4,878万8,000円と減額となりますが、増減した事業の財源の違いにより、辺地債の予定額は640万円増額します。

通学バスにつきましては、通学バス更新計画の見直しにより事業費を1,278万7,000円とし、辺地債の予定額も550万円減額します。

消防施設につきましては、耐震性貯水槽の追加等により事業費を3,362万5,000円とし、辺地債の予定額も270万円増額します。

また、用水路につきましては、事業量の見直し等により事業費を6,146万9,000円とし、辺地債の予定額も1,110万円増額します。

よって、事業費の合計は24億5,627万3,000円と増額となり、辺地債の予定額も5,820万円の増額となりました。

次の5ページ、6ページには、ただいま説明を申し上げました施設ごとに増減のありました事業の明細が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。郡上西部辺地です。

道路につきましては、市道改良事業に係る事業費の見直し等により、変更後の事業費を2億6,185万8,000円とし、辺地債の予定額も2,200万円増額します。

林道につきましては、改良事業に係る事業計画の見直し等により事業費を8,223万6,000円とし、辺地債の予定額も880万円減額します。

農道につきましては、事業量の増加により事業費を1,416万8,000円としておりますが、特定財源を充てるため、辺地債の予定額に変更はありません。

通学バスにつきましては、通学バス更新計画の見直しにより事業費を皆減としたため、辺地債の予定額も1,550万円減額します。

消防施設につきましては、耐震性貯水槽の追加等により2,697万円とし、辺地債の予定額も360万円増額します。

また、用水路につきましては、事業量の増加により事業費を2,265万1,000円としておりますが、特定財源を充てるため、辺地債の予定に変更はありません。

よって、事業費の合計は4億3,656万6,000円と増額となり、辺地債の予定額も130万円の増額となりました。

次の8ページには、ただいま説明を申し上げましたそれぞれの施設ごとに増減のありました事業の明細が記載されておりますので、お願いいたします。

最後に、9ページを御覧いただきたいと思えます。郡上南部辺地です。

道路につきましては、市道改良事業に係る事業量の増加等により、変更後の事業費を8億774万円とし、辺地債の予定額も3,710万円増額します。

林道につきましては、のり面改良に係る事業量の増加により事業費も1億5,816万6,000円と増額となりますが、財源更正により、辺地債の予定額は98万円の減額となります。

通学バスにつきましては、通学バス更新計画の見直しにより事業費を皆減としたため、辺地債の予定額も550万円減額します。

また、消防施設につきましては、事業費の見直しにより3,583万6,000円とし、辺地債の予定額も50万円増額します。

よって、事業費の合計は10億5,378万4,000円と増額となり、辺地債の予定額も3,112万円の増額となりました。

次の10ページには、ただいま説明を申し上げましたそれぞれの施設ごとに増減のありました事業の明細が記載されておりますので、お願いいたします。

なお、11ページ、12ページには、この辺地対策事業に係る箇所図を添付しておりますので、参考にさせていただければと存じます。

以上でございますが、本事業について議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員会付託を省略するこ

とに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第52号及び議案第53号について(提案説明)

○議長(山川直保) 日程55、議案第52号 財産の取得及び処分の変更について及び日程56、議案第53号 財産の取得及び処分の変更についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

五味川農林水産部長。

○農林水産部長(五味川康浩) それでは、議案第52号からお願いいたします。

財産の取得及び処分の変更について。

令和3年9月30日、議案第114号及び令和3年12月23日、議案第145号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり金額及び処分の相手方を変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1、財産の取得及び処分の変更金額、235万7,785円の減額となります。変更後の金額は7,443万1,215円です。

取得契約の相手方は、一般社団法人岐阜県農畜産公社で変更はございません。

3、処分契約の相手方につきましては記載のとおりですが、いわゆる個人経営から法人経営に切り替えたことによる相手方の変更となります。

4、取得及び処分をする財産の種類については、堆肥舎(家畜排せつ物処理施設)で、こちらは変更ございません。

変更の理由につきましては、事務的経費、建設利息の確定による金額の変更となりますし、処分の相手方の法人化による相手方の変更となります。

おめくりいただきますと、それぞれ9月議会、そして12月議会で議決を賜りました契約の内容をおつけしております。

一番最後に、この事業のスキームをおつけしておりますが、繰り返しになりますが、この事業に

つきましては岐阜県農畜産公社が整備した施設等を一時的に市が取得し、受益農家に処分をするものでございますので、取得日、処分日はいずれも同日でありますし、取得金額、処分金額もいずれも同額となりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第53号 財産の取得及び処分の変更について。

令和3年9月30日、議案第115号及び令和3年12月23日、議案第146号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり金額を変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1番目の財産の取得及び処分の変更金額は42万3,040円の減額となり、変更後の金額は2,769万8,860円となります。

取得契約の相手方、処分契約の相手方、取得及び処分する財産の種類につきましては記載のとおりで変更はございません。

変更の理由につきましては、事務的経費、建設利息の確定による金額の変更となります。

こちらも同様に9月議会、そして12月議会で議決を賜りました内容をおつけしておりますし、最後に事業スキームを載せておりますが、こちらも議案第52号と同様でありますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第54号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程57、議案第54号 財産の無償譲渡について（干田野集会所）を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 議案第54号をお願いいたします。

財産の無償譲渡について（干田野集会所）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産、建物でございますが、所在地は郡上市白鳥町干田野1182番地1です。床面積が336平方メートル、構造は鉄骨造平家建てでございます。

譲渡の相手方は、郡上市白鳥町干田野1200番地、干田野自治会でございます。

譲渡の理由としましては、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するためでございます。

1枚おめくりいただきまして、集会所等の管理台帳をつけさせていただいておりますが、上から7行目のところに建設年度という項目がありますが、昭和60年に建設されましたが、平成17年に改修をされてございます。耐用年数については45年ということで、下の施設の取得、地方債償還等の状況のところを見ていただきまして、平成17年の改修時におきまして、合併特例債のほうで地方債4,170万円借りておりますが、これの償還年限が12年ということで、既に償還が平成29年に終了しておりますので、これと地元との協議がこのほど完了いたしましたので、今回無償譲渡ということを行うものでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第55号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程58、議案第55号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第55号をお願いします。

市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

今回認定をお願いします路線番号は3—189号、路線名が熊会津外田線、区間につきましては、白鳥町白鳥字熊会津を起点に、同じく字外田までの路線となります。

1枚おめくりいただきまして、参考資料をつけてございます。

もう1枚おめくりいただきたいと思います。位置図、概要図等がついてございますが、まず今回、この市道認定をさせていただきます理由でございます。この路線につきましては、白鳥町白鳥地内の長良川左岸の護岸の補強工事、これの完成に伴いまして河川管理道路の改良工事も完了しましたので、この道路は河川管理のほかに地域住民の生活道路としても利用されていることから、一般車両の通行に際し適正な維持管理を行うため、河川管理者の岐阜県から移管を受けて、市道の新規路線として認定するものでございます。

場所につきましては、右側の図面を見ていただきまして白鳥町の156号の奥美濃大橋、この付近を

起点としまして長良川の左岸を北上しまして赤瀬橋を少し過ぎた辺り、ここから北側に既存の市道がございますので、ここまでの区間をつなぐ延長が1,278.9メートル、この路線についてを、今回新たに市道路線として認定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第1号について（報告）

○議長（山川直保） 日程59、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 報告第1号、お願いします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、今回4件ございますが、まず専決第12号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年12月の27日でございます。

損害賠償による和解の内容としまして、令和3年12月1日午後1時10分頃、郡上市白鳥町為真地内の駐車場において、建設部職員が公用車を後退中、確認不足により、公用車右側後部バンパーが駐車中の相手方車両左側前部ホイールハウスに接触し破損した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりです。

損害賠償の額は15万5,474円でございます。

過日、職員に対しまして、再発防止を徹底するための指導を行いました。

続きまして、1枚おめくりいただき、専決第13号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年1月25日でございます。

損害賠償による和解の内容は、令和3年12月28日午前6時22分頃、郡上市八幡町旭地内の市道旭田尻線において、相手方の除雪中の除雪車両を避けるために追い越した際、道路脇の側溝蓋が雪の下にあったため確認できず、この蓋が外れ、車両が落下し、右側前方タイヤ及び前方バンパーを損傷した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は8万9,463円。

過日、側溝蓋の修繕を行いました。

それから、次が専決第14号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年2月3日でございます。

損害賠償による和解の内容としまして、令和3年11月2日午前9時25分頃、郡上市白鳥町白鳥地内の白鳥エコプラザ駐車場内において、白鳥振興事務所職員が公用車を後退中、確認不足により、停車中の相手方車両左側後方に接触し、ブレーキランプ等を損傷した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は7,040円。

過日、職員に対しまして、再発防止の徹底をするための指導を行っております。

それからもう一つが専決第15号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年2月9日でございます。

損害賠償による和解の内容としまして、令和4年1月3日午後0時30分頃、郡上市高鷲町鷲見地内において、相手方車両が東海北陸自動車道を走行中、市管理の西上野橋からの落雪が車両に当たりまして、ボンネットを損傷したものでございます。

市は、示談により下記の金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額としまして27万3,979円。

事故後、職員及び業者による見回りを強化いたしました。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（山川直保） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第1号の報告を終わります。

◎仮議長の選任を議長に委任することについて（採決）

○議長（山川直保） 日程60、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題といたします。

お諮りします。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、議長及び副議長に共に事故があるときにおいても滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定によって、今定例会の会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

◎議報告第1号及び議報告第2号について（報告）

○議長（山川直保） 日程61、議報告第1号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）及び日程62、議報告第2号 諸般の報告について（定期監査の結果）の2件を一括議題とします。

例月出納検査の結果及び定期監査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告に代えます。

2月14日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 2時52分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 本 田 教 治

郡上市議会議員 長 岡 文 男

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員